

坂城町 くらしの 便利帳

わがまち再発見
坂城町ガイド

手続き・福祉など
行政ガイド

くらしをもっと便利に
生活ガイド

2019
保存版



坂城町
マスコットキャラクター
ねずこん

坂城町ガイド



6

行政ガイド

町役場のご案内



18

防災・情報通信・
救急



20

戸籍・住民基本台帳・
各種証明書



25

出産からの
子育てサポート



27

20歳になったら…
国民年金



29

日々の健康づくり
のために



31

届出は忘れずに…
国民健康保険



32

後期高齢者
医療制度



34

介護保険制度・
高齢者福祉



36

ささえあう
障がい者福祉



38

くらしを支える
税金



40

上下水道・浄化槽・
し尿の処理



42

ごみの出し方・
犬を飼うとき・生活



44

生涯学習・スポーツ・
施設使用・施設案内



47

土地・住宅・道路



49

商工業・
農業の振興



51

情報公開・
寄付・選挙



55

町議会の仕組み

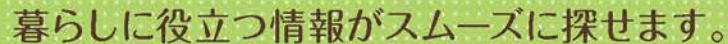


56

生活ガイド



57



表紙と本文のカラーインデックスが連動しているため、直感的にスピーディに、目的の情報にたどり着くことができます。

[illegible]

生活
情報

[illegible]



坂城町 くらしの便利帳

2019
保存版



ごあいさつ

坂城町では、この度、株式会社サイネックスとの官民協働事業により、「坂城町くらしの便利帳(第2版)」を発行いたしました。

行政サービスや公共施設の案内をはじめ、毎日の暮らしに便利な生活、福祉、医療などの情報を1冊にまとめ、坂城町の魅力を再発見できる観光、特産品、歴史などの地域情報も掲載いたしました。

この冊子をお手元においていただき、新たに坂城町に転入された方はもちろん、多くの町民の皆様にご活用いただければ幸いです。

発行にあたりまして、広告の掲載にご協力いただきました事業所等の皆様に厚く御礼申し上げます。

坂城町長 山村 弘



坂城町章

町章のいわれ(昭和30年10月1日制定)

「サカキ」を図案化し、円周は「和」を表し、中央の線は「飛躍する翼」を象徴したものです。



坂城町 くらしの便利帳 INDEX

広告

新車・中古車販売〈ローン金利 2.5%〜〉
ジョイカル坂城店 月々定額 8千円〜
(新車 7年リース 車検・オイル・自動車税込)

(有)川島モータース

钣金塗装
フレーム修正機+レーザー測定機
高強力鋼板用スポット溶接機

コーティング
下廻りに:塩害用サビ止めテロソン 5年
ボディに:ソフト 99 社製ハイモースコート 5年

コイン洗車
新車、黒色でも安心の最新型洗車機
プリズムガラスコートがお勧めです。

エアコンガス
ガスラインクリーニング+正確なガス充填
効きの改善⇒燃費アップ

中古車買取します 一日車検OK
坂城町大字上五明 692-1
TEL0268-81-2002 钣金工場 TEL81-2001

自転車・バイク・車の販売修理 車検・保険



SUZUKI 副代理店
有限会社 鈴木商会
HP: <http://www.suzukishoukai.jp/>
坂城町坂城6595 営業時間9:00~18:30
TEL 82-4181 FAX 82-5174

▶ごあいさつ	1
▶INDEX	2
▶ライフサイクルINDEX	4

坂城町ガイド 6

▶坂城町の概要	6
▶坂城町マップ	7
▶坂城の歳時記	8
▶坂城の自然と景観	10
▶坂城の歴史文化遺産	12
▶坂城のグルメ	14
▶移住・定住支援	16
▶行政ガイドINDEX	17

町役場のご案内 18

各課業務案内 18

防災・情報通信・救急 20

▶防災情報の伝達/防災行政無線(同報系)	20
▶防災行政無線(同報系)と 連携・連動する通信手段と内容	21
▶緊急連絡通話装置/Jアラート(全国瞬時警 報システム)との連携/重要なお知らせ	22
▶水害・土砂災害時の避難情報/避難所・避難場 所/災害用伝言ダイヤル(171)について	23
▶火災・救急・救助は119番…千曲坂城消防本部 /消防団の担当区域/消防団員随時募集中!/ 住宅用火災警報器を設置しましょう	24

戸籍・住民基本台帳・ 各種証明書 25

▶戸籍・住民登録について/戸籍の届出/ 住民異動の届出	25
▶印鑑登録/申請方法/登録できない印鑑/ 戸籍・住民登録に関する証明	26

出産からの 子育てサポート 27

妊娠がわかったら	27
▶母親教室	27
出産から乳幼児期	27
▶乳児家庭訪問/乳幼児健康診査・健康相談/予 防接種/未熟児養育医療/お子さんの成長に ついてお悩みの方/出産育児一時金(国民健 康保険)/子育てを応援します!子育て支援 センター/ファミリーサポートセンター/子 どもの医療費給付/児童手当/児童扶養手当/ 母子寡婦福祉資金の貸付/ひとり親家庭等の 医療費給付/交通災害遺児等福祉金	27

▶障害児福祉手当/特別児童扶養手当/障がい施設等通所費の補助/小学校・中学校/小学校への入学手続き/就学援助/奨学金制度/教育相談/保育園/児童館・児童クラブ 28

20歳になったら… 国民年金 29

▶国民年金とは/国民年金の種類/ 国民年金から受けられる年金	29
▶こんなときには届出を/免除制度/国民年金の届出には個人番号(マイナンバー)と本人確認が必要	30

日々の健康づくり のために 31

▶特定健診・特定保健指導/生活習慣病予防検診/食育・健康づくり推進事業/高齢者の予防接種/相談はお気軽に/こころの健康事業 31

届出は忘れずに… 国民健康保険 32

▶国民健康保険とは/国民健康保険に加入する方/どんなときに届出が必要?	32
▶国民健康保険で受けられる給付と手続き	33

後期高齢者医療制度 34

▶後期高齢者医療制度とは/対象となる方/保険料/窓口負担/医療費が高額になった場合	34
▶あとから費用が払い戻される場合/ こんなときは手続きを	35

介護保険制度・ 高齢者福祉 36

▶介護保険制度とは/要介護認定の申請から認定までの主な流れ	36
▶地域包括支援センター/在宅介護支援センター(ケアステーションさかき)	37
高齢者福祉	37
▶老人福祉センター/ふれあいセンター/敬老祝金の給付/老人クラブ/老人大学	37
その他の福祉事業	37
▶民生・児童委員/生活保護/ 坂城町社会福祉協議会	37

ささえあう 障がい者福祉 38

▶身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳/特別障害者手当/障害者扶養共済制度 38

広告

走りを変える、力を変える
油圧機器と精密機械加工の



株式会社 都筑製作所

本社/工場 〒389-0681 長野県埴科郡坂城町大字坂城 6649-1 0268-82-2800(代表)
丸子工場 〒386-0402 長野県上田市藤原田 39-7 0268-42-0588
青木工場 〒386-1602 長野県小県郡青木村大字村松 41-1 0268-49-2760
URL <http://www.tsuzuki-mfg.co.jp>

- ▶ 重度心身障がい者の医療費を助成/重度心身障がい者福祉年金/重度心身障がい者タクシー利用券/重度心身障がい者介護者慰労金/障害福祉サービスについて 38
- ▶ 自立支援医療/補装具の交付・修理/地域生活支援事業/心身障がい児(者)タイムケア事業/じん臓機能障がい者通院費補助/難病等患者見舞金支給 39

くらしを支える税金 40

- ▶ 町税の種類/町民税(住民税)/固定資産税/軽自動車税/町たばこ税/入湯税/国民健康保険税/介護保険料 40
- ▶ 種類別 税の納期/納税通知書/町税などの納付場所/口座振替制度へ加入を/督促状の送付/税務証明・閲覧/国へ納める税金/県へ納める税金 41

上下水道・浄化槽・し尿の処理 42

- ▶ 上水道(県営水道)について/下水道の使用開始・休止・料金/公共下水道へ接続を/工事は指定工事店で/融資あっせん・利子補給制度/下水道受益者負担金制度 42
- ▶ 合併処理浄化槽設置整備事業の補助金/し尿のくみ取り/家庭雑排水浄化槽の設置と維持管理 43

ごみの出し方・犬を飼うとき・生活 44

- ▶ 可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集日/ごみの指定袋 44
- ▶ 粗大ごみの収集とサンデーサイクル/資源物(紙類)リサイクルボックス/資源物回収奨励金交付制度/生ごみ処理機及び堆肥化容器購入補助制度/野外焼却について/空地・空家等の管理/犬を飼うとき 45
- ▶ 犬の予防注射/犬が死亡したときなど/消費生活相談/東北信市町村交通災害共済制度/防犯/携帯電話での緊急通報(110番) 46

生涯学習・スポーツ・施設使用・施設案内 47

- ▶ 生涯学習/施設の利用/公園施設 47
- ▶ 町立図書館/格致学校歴史民俗資料館/鉄の展示館/中心市街地コミュニティセンター/坂本宿 ふるさと歴史館/文化財センター/食育・学校給食センター/びんぐし湯さん館/駅前駐車場・駐輪場/隣保館/葛尾組合 48

土地・住宅・道路 49

- ▶ 都市計画法開発行為の許可/都市計画施設区域内の建築許可と制限/風致地区内における建築等の許可と制限/建築物の新築・増築/建築物と道路の関係/境界立会い/町営住宅への入居 49
- ▶ 県営住宅への入居/住宅用スマートエネルギー設備導入/住宅地分譲/坂城町循環バス/道路通行制限/道路等占用許可申請/遺跡(埋蔵文化財包蔵地)内における工事の届出 50

商工業・農業の振興 51

- ▶ 坂城テクノセンター/一般財団法人 更埴地域勤労者共済会/イトーヨーカドーあんしんお届け便/中小企業振興資金/創業支援施設「B.I.プラザさかき」/商業支援施設「けやき横丁」/坂城町商店舗リフォーム(利活用)補助金/坂城町クラウドファンディング活用支援補助金 51
- ▶ コトづくりイノベーション補助金/アグリサポート事業/アグリセミナー 52
- ▶ 農業関係制度資金/農機具貸出し制度/農業次世代人材投資事業/荒廃農地等再生利用補助金/ビニールハウス資材購入補助/新規就農者の募集・認定資格の取得について 53
- ▶ さかきブランド事業補助金/さかきファミリー農園/農業者年金 公的な積立年金で豊かな老後/農地の売買・貸借・転用 無断は禁物/安心な農地の貸借/有害獣被害予防施設設置事業補助金/狩猟免許取得助成金 54

情報公開・寄付・選挙 55

- ▶ 情報公開制度/寄付募集をするには 55
- ▶ 明るく きれいで 正しい選挙 55
- ▶ 坂城町で投票できる方/投票 55

町議会の仕組み 56

- ▶ みんなの声を町政に反映する議会/定例会と臨時会/本会議/委員会/請願・陳情/議会の傍聴/議会だより/議会報告会/議会組織 56

生活ガイド 57

- ▶ 生活ガイドINDEX 57
- ▶ 坂城町商工会 58
- ▶ 医療機関リスト 59
- ▶ 坂城町 医療機関MAP 60
- ▶ リフォームの基礎知識 62

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広告

柳沢モータースグループ

困った時はいつでもお電話ください!

24 時間 365 日対応

82-7043

お客様のカーライフを
サポートすることにより
安心と安全をお届け致します

スーパー乗るだけセット ⁺ シンプル7

月々定額で新車に乗れる!
車検も税金もコミコミ!
メンテも管理もお任せ!

環境車検 **環境車検** って何?

環境車検とは車検に加えてエンジン内部を
徹底洗浄! 新車のエンジン性能に近づけます!

北陸信越運輸局指定工場

(有)柳沢モータース

お客様の生活を守り
安心をお届け致します

自動車保険はもちろん医療保険、
収入保障保険何でもご相談ください

MS&AD 三井住友海上

三井住友海上火災保険㈱ 特級代理店

三井住友海上あいおい生命保険㈱代理店

樹しなの総合保険センター

**クルマを超えて
新時代のライフパートナー**



**車検 整備 保険 鈑金
新車・中古車 販売**

有限会社 カーセンター坂城

坂城町大字上五明 530

TEL0268-82-8757

経営相談・税務相談・社会保険

大橋税理士事務所

税理士 大橋房夫 税理士 大橋範義
社会保険 大橋早苗 中小企業 大橋美香
労務士 大橋早苗 診断士 大橋美香

TEL 82-7711 TEL 82-7725
FAX 82-7714 FAX 82-7714

坂城町昭和通り

LPガス・ガス器具・お酒

あしたもほっとエネルギー

ohashi 有限会社 **大橋商店**

☎ 82-2021

坂城町昭和通り

こんなときどうするの？

ライフサイクルINDEX

広告

自動車板金・塗装・一般整備・車検
パーツ取付・加工・販売・保険

株式会社
ボディショップ・ディア

坂城町大字上平 17
TEL 0268-82-3546

ENEOS あなたの身近なガソリンスタンド

柳屋商事(株) 坂城給油所

取扱品目
ガソリン・軽油・灯油
LPG・車検・車販売
低価格レンタカー・钣金
太陽光発電・住宅設備機器

坂城町南条6747

■営業時間
月～土 7:00～20:00
日・祝 8:00～19:00

☎0268-82-2373

戸籍の届出・各種登録は、
役場へ届け出てください

START

赤ちゃんが
生まれたら

出生届…P25

生まれた日から
14日以内に届出

結婚したら

婚姻届…P25

届け出た日から
効力

Marriage

結 婚

- ▶婚姻届…P25
- ▶戸籍…P25
- ▶住民登録…P25



引っ越し
してきたら

転入届…P25

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

町内で住まい
が変わったら

転居届…P26

引っ越しした日から
14日以内に届出

町外へ引っ越し
していくとき

転出届…P25

引っ越し日の
約14日前から届出

Prime of Life

壮 年

- ▶国民年金…P29
- ▶各種健診…P31
- ▶国民健康保険…P32
- ▶税金…P40

Life
生活

- ▶上水道…P42
- ▶下水水道…P42
- ▶ごみ…P44
- ▶施設…P47



広告

ものづくりの心

企業は人をつくり 人が企業をつくる

MIYAGO

宮後工業株式会社



精密金型設計

プレス加工

電子機器組立



〒389-0602 埴科郡坂城町大字中之条1025
TEL 0268-82-2346
FAX 0268-82-3795
<http://www.miyago-gp.co.jp>

Birth

誕生

- ▶ 出生届…P25
- ▶ 国民健康保険…P32

Child Rearing

育児

- ▶ 子育て支援センター…P27
- ▶ 子どもの医療費…P27
- ▶ 予防接種…P27
- ▶ 保育園…P28



Emergency

緊急時

- ▶ 防災…P20
- ▶ 火災…P24

広告

Adult

成人

- ▶ 国民年金…P29
- ▶ 国民健康保険…P32



Education

教育

- ▶ 小学校…P28
- ▶ 中学校…P28
- ▶ 就学援助制度など…P28
- ▶ 児童館・児童クラブ…P28
- ▶ 教育相談…P28



必要なとき

印鑑登録

…P26

Old Age

老後

- ▶ 国民年金…P29
- ▶ 後期高齢者医療制度…P34
- ▶ 介護保険…P36
- ▶ 高齢者福祉…P37



家族が
亡くなったら

死亡届…P25

死亡の事実を知った
日から7日以内に
届出



車検・钣金塗装・保険・車両販売

(有)坂城モータース



坂城町中之条2577-2

☎0268-82-2465

FAX 0268-82-0009

ガラス入れ換え、サッシ交換など、
リフォーム・住まい全般のご相談
・修理・工事でお役に立ちます。

(株)幾久屋 きくや



坂城町中之条 1000

TEL 090-1866-2210

広告

KYB
Our Precision, Your Advantage

油圧技術で、世界とつながる

私たちKYB-YSは

油圧機器で国内トップクラスのシェアを誇る

KYBのグループ企業として

世界の主要な建設機械メーカーに油圧製品を供給する

創業70有余年の研究開発型メーカーです

KYB-YS株式会社

〒389-0688 埴科郡坂城町坂城9165 TEL 0268-82-9311 <http://www.kyb-ys.co.jp/>

坂城町の
概要

SAKAKI TOWN

2 葛尾城跡からの景色



坂城町へのアクセス

位置(坂城町役場)

海拔 393m
 東経 138度10分
 北緯 36度27分
 総面積 53.64 km²
 周囲 36.3km



21 さかき千曲川バラ公園



6 鉄の展示館



7 坂木宿ふるさと歴史館



27 びんぐしの里公園



28 びんぐし湯さん館



広 告

卓越した製品 確かなものづくりを未来へ

To the future to make reliable things

有限会社 柴田工業

〒389-0606

長野県埴科郡坂城町大字上五明 2051-1

TEL.0268-82-8439 FAX.0268-82-8414

E-mail:shibata-k@cup.ocn.ne.jp







\\ サカキのステキを見つけよう //
SAKAKI ♥ SUTTEKI

坂城の歳時記

＊ 色彩豊かな花が町を彩り、風味豊かな特産品が季節の訪れを知らせます ＊

Spring

春



可憐な山野草と町内の桜。そして6月、一斉に開花するバラの花が見頃を迎えます。

春のイベント

4月 千曲川クリーンキャンペーン

5月 子どもフェスティバル

6月 ばら祭り

坂城駅前葡萄酒祭



村上義清の本城であった葛尾城跡は、ゴールデンウィークまで桜が楽しめるお花見の穴場スポットです。

Summer

夏



涼を求めて高原へ。
バーベキューやキャンプで夏を満喫。

夏のイベント

7月 納涼音楽会

8月 町民まつり 坂城どんどん



和平常原は日帰りでバーベキュー、宿泊はバンガローや山の家が利用できます。

広告

時代をみつめるスペシャリティ

株式会社岡田製作所



〒389-0602 坂城町中之条 1750-5 TEL : 0268-82-2322 FAX : 0268-82-4178





はら祭り



町民まつり 坂城とんとん



町民運動会



元旦マラソン

広告

Autumn



秋

りんご、ぶどうなどの果物や、野菜、町内の里山で穫れるキノコが店頭に並びます。

秋のイベント

9月 テクノさき
工業団地まつり
きのこ祭り10月 町民運動会
文化祭
鉄道フェスタ有限会社
上原製作所

医療機器製造業許可取得工場

医療機器組立・検査
精密金属部品・アルミ部品加工TEL 0268-82-2647
FAX 0268-82-8909

坂城町大字南条鼠262-3

E-mail: uehara-s@mx1.avis.ne.jp

Winter



冬

ねずみ大根が旬をむかえる季節、収穫体験もできる「ねずみ大根まつり」が開催。

冬のイベント

11月 ねずみ大根まつり

1月 元旦マラソン

席書大会・書初め展

2月 坂城のお雛さま

エレクトロニクスの未来をみつめて…
通信機器、電子応用機器の製造組立

有限会社 昭和電機製作所

埴科郡坂城町大字網掛83

TEL 0268-82-2890 FAX 0268-82-5043

E-mail info@showadenki-s.com

広告



坂城食糧販売企業組合

◆石臼搗米 ◆DFP玄米
◆LPガス・灯油・A重油 ◆明治製品

坂城町坂城 6470

TEL 0268-82-2132 (代)

FAX 0268-82-8008

http://sakakishokuhan.jp/

DUCT 空調設備全般
NARUSAWA DUCT

有限会社 ナルサワダクト

1級建築板金技能士(ダクト板金)

代表取締役 成沢 伸一

工場■坂城町入横尾3870

TEL/FAX 0268(82)7480

事務所■坂城町南条518

TEL 0268(82)3784

FAX 0268(82)6505

有限会社
谷口工業

代表取締役 谷口 将典

坂城町大字上平1517-3

TEL 82-8146

FAX 82-8162





\\ サカキのステキを見つけよう //
SAKAKI ♥ SUTTEKI

坂城の自然と景観

目にも鮮やか、遊んで楽しい坂城の自然、疲れたら温泉でリラックス

広告

総合建設業

有限会社 幸栄建設

代表取締役 吉岡 正

〒389-0603 長野県埴科郡坂城町大字南条1004

☎(0268)82-3206(代) FAX(0268)82-5161



造園設計・施工・管理

株式会社

荒井造園

TEL (0268)82-3938

FAX (0268)82-8705

携帯 090-5334-8482



ご用命は

空調設備工事

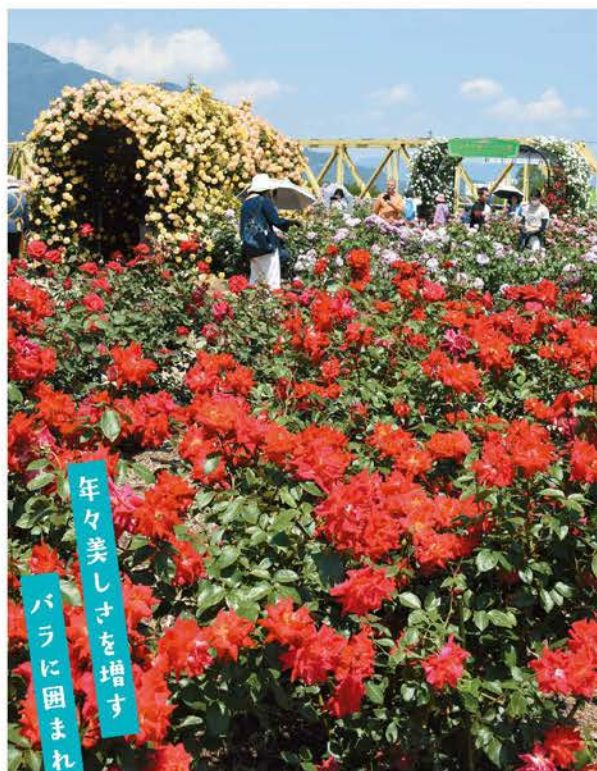


有限会社 田中工業

坂城町上五明 514-9

TEL **0268-82-7448**

FAX **0268-82-8595**



年々美しさを増す
バラに囲まれて

さかき千曲川 バラ公園

雄大な千曲川のほとりに、330種2300株のバラが、見事な大輪の花を咲かせ、わたしたちの目を楽しませてくれます。

坂城町のオリジナルローズ

「さかきの輝」

オレンジ色を帯びたローズピンクのバラです。



立派な橋でチュ

昭和橋

千曲川に架かる9つのアーチが連なる橋で昭和12年に完成した3連が選奨土木遺産に認定されました。



広告

お客様それぞれの個性を生かし、お似合いのヘアースタイルと安らぎの時間を御提供いたします。



美容室

Mannish

受付時間 AM9:00 ~ PM7:00

定休日 / 毎週月曜日 第1月曜、火曜日連休
第3日曜、月曜日連休

坂城町大字上五明 761-3

TEL **0268-82-0280**

水晶山 西念寺

地域に開かれ親しまれる寺・地域と共に生きる寺をめざして活動しています。宗派は浄土宗です。



「法爾堂」(永代供養納骨堂) 申込受付中

坂城町中之条 777

TEL **0268-82-3608**



いい湯だチュウ



天然温泉 びんぐし湯さん館

町を一望できる多彩な露天風呂や各種内風呂、健康増進のための運動浴槽、ゆったりくつろげる大広間などが楽しめる日帰り温泉施設です。



- ◆営業時間 午前10時～午後9時(午後8時30分受付終了) ◆定休日 毎月第4水曜日
- ◆所在地 大字網掛2002-4 ◆電話 81-7000



びんぐしの里公園

広い芝生と豊富な遊具。テニスコートや屋内ゲートボール場も併設され、子どもから年配の方まで楽しめる公園です。

- ◆所在地 大字網掛3000



和平公園



豊かな自然環境に恵まれ、ハイキングや山の家・バンガローで泊まることも、テントを使ってキャンプもできます。

- ◆利用期間 5月～10月 ◆所在地 大字坂城4210-92



豊かな自然を
体感しよう！



- ◆電話 82-0234(びんぐしの里公園内 都市公園管理センター) ※施設使用料など詳しくは、P47を参照してください。

広告



こんこんと豊富に湧き出るやさしいお湯でゆったりリフレッシュ
眼下に広がる絶景パノラマにほっと一息、身も心も癒されて

寝湯



大浴場



温泉プラス運動でリフレッシュ!!

運動浴槽

温泉につかった後ものんびり
ゆったり

大広間



露天風呂



おしぼりうどん



地元の食材を活かした
お食事に舌鼓
のんびりくつろぐ

営業時間

午前10:00～午後9:00
(最終入館時間: 午後8:30)
休館日: 毎月第4水曜日

株式会社坂城町振興公社
坂城町大字網掛 2002 番地 4
TEL 0268-81-7000





坂城の歴史文化遺産

町に残された文化遺産から歴史を学び、引き継がれた伝統を後世に伝えます



日本刀の魅力と匠の技を
知りたいならここ！

鉄の展示館

日本刀の素晴らしさと、匠の技を後世に伝承するための展示館です。人間国宝(重要無形文化財保持者)「故宮入行平刀匠」や、宮入一門の作品など、優れた日本刀や刀装具を数多く展示しています。

◆開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ◆休館日 毎週月曜日(月曜日が休日のときは翌日)・年末年始 ◆入館料 一般400円 ※特別展は、別途料金をいただく場合があります。/中学生以下無料 ◆所在地 大字坂城6313-2 ◆電話 82-1128



かつらお

葛尾城跡と村上義清

戦国時代に東北信一帯を支配する村上義清が坂城を本拠地として、甲斐の武田信玄に善戦したものの、葛尾城落城後、上杉謙信を頼り、越後へ逃れました。

葛尾城跡は、当時の「山城」の姿を現代に残す史跡で、坂城町を一望にする絶景がご覧いただけます。



村上義清

葛尾城跡



坂木宿 ふるさと歴史館

武田信玄を2度も打ち破った郷土の名将・村上義清と、江戸時代、北国街道の宿場町として栄えた「坂木宿」の様々な資料を展示する歴史館です。



坂城の和算

北日名天幕社の算額は、坂城の和算文化を伝える貴重な遺産です。

◆開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ◆休館日 月曜(月曜が休日の場合は翌日)・年末年始 ◆展示室の観覧料 一般:100円/小学生及び町内中学生は無料 ◆所在地 大字坂城6329-1 ◆電話 82-4193

広告



長年の経験と実績で鋳物部品・
アルミ鋳物部品の油圧治具を
自社で設計・製造している会社です。



(南)メイト坂城インター工場開設 2019.4 月

有限会社 **メイト**

本社工場 坂城町中之条 1502-1

TEL 0268-82-4651

インター工場 TEL 0268-75-5858

ロボティクスは未来を切り拓く

ロボット導入で生産効率アップ・品質安定
ロボット化のご提案お任せください。
産業用ロボット安全講習承ります。
VRを使った仮想現実でご提案。



生産現場にロボットシステム

<https://www.flareoriginal.com/>
経 フレアオリジナル 坂城町坂城 9439-5
TEL 0268-55-8713 FAX 020-4664-3053



かくち 県宝 旧格致学校校舎

明治11年(1878年)に建てられ、洋風形式と日本伝統の様式を取り入れた建築です。現在は「歴史民俗資料館」としてその佇まいを残しています。

施設内の見学をご希望の方は、隣接の町立図書館までご連絡ください。原則として、図書館の休館日の見学はできません。

◆開館時間 午前10時～午後4時 ◆休館日 毎週月曜日ほか、12月29日～1月3日、蔵書点検期間 ◆所在地 大字中之条2426-1 ◆問い合わせ先 坂城町立図書館 ◆電話 82-3371

洋風形式を取り入れた
明治初期の学校



青木下遺跡

古墳時代後期頃の祭祀遺跡です。おびただしい数の土器類を環状に並べてお祭りを行った、日本で唯一の遺跡です。

出土品は坂城町文化財センターで展示しています。

坂城町文化財センター

◆開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで) ◆休館日 土日祝日・年末年始・その他臨時休館あり ◆入館料 無料 ◆所在地 大字坂城6362-1 坂城駅前B.I.プラザ内 ◆電話 82-1109



169系電車静態保存

40年以上にわたり時代を走り抜いた歴史ある車両です。
平成25年5月から坂城駅前多目的広場に静態保存されています。



ほっこく 旧北国街道(坂田家)

江戸時代、北国街道坂木宿として栄えたおもかげを今に伝えていきます。



広告

新時代技術創意工夫への挑戦

最先端の各種機械を使用して、品質と信頼性の高い製品を多品種・少量生産で完成品に仕上げるのが、当社の特色です。



有限会社 **山岸製作所**

埴科郡坂城町上平1640

TEL 0268-82-2894
FAX 0268-82-8053

創業 60 年 重量物輸送のパイオニア



重量物輸送
・据付部門
海外輸送部門
輸出梱包部門
定期輸送部門

坂城運輸株式会社

坂城町坂城 10258
TEL.0268-82-3105 FAX.82-7165

太陽光発電・蓄電池
リフォームのことなら
当店におまかせ下さい



太陽光発電・蓄電池
リフォーム
宮嶋発電所

(有) **パルみやじま**

代表取締役 宮嶋 浩幸

TEL.0268-82-3148

坂城町中之条1310-14





\\ サカキのステキを見つけよう //

SAKAKI ♥ SUTTEKI

坂城のグルメ

気候風土と人々の暮らしが生み出した、おいしい坂城の味覚が勢ぞろい

広告

仕出し・弁当・各種オードブル
酒・たばこ

福多屋

代表 竹内 福人

坂城町大字網掛 3184-1

☎/FAX 0268-82-2226

ぶどう・りんご

昼夜の温度差が大きい坂城町は、ぶどう・りんごなどの果樹の生産が盛んです。



初夏の風物詩 つけば料理

千曲川の河原に建てられた「つけば小屋」では、アユやウグイ（ハヤ）の塩焼きなど、絶品のつけば料理が味わえます。

千曲川からの贈り物



自家焙煎珈琲豆屋

自家焙煎した
珈琲豆の販売

ハンドドリップコーヒー



坂城町四ツ屋 9476

(セブンイレブン坂城四ツ屋店様横)

TEL&FAX 0268-82-0159

Instagram



ラブラドルビーンズコーヒー

検索

ワイナリー(レストラン併設)

町出身のシニアソムリエによる坂城町初のワイナリー。併設のレストランでは、料理とワインが楽しめます。

◆電話 82-2208

さかき地場産直売所
「あいさい」

季節を彩る特産の果樹や野菜、花きなどの農産物、加工品等の販売のほか、食堂では名物の「おしぼりうどん」などを提供しています。

◆電話 75-8267

広告

Daily's Value Brand
DFC

Daily's Manufactured in Nigano on my mind

デイリーズ株式会社

果実・野菜
発酵ジャム植物性乳酸菌が生み出した
ワンランク上のプレザーブ・ジャム植物性乳酸菌のチカラで、
カラダにやさしく、
そして、もつとおいしく、
その名も「発酵ジャム」

本社:東京都千代田区外神田5-2-5

TEL 03-3832-2171

長野工場:長野県埴科郡坂城町上平1434

TEL 0268-82-3671

URL: <http://www.dfc-net.co.jp>

Vino della Gatta SAKAKI

坂城葡萄酒醸造株式会社

坂城町坂城 9586-47 Tel&fax 0268-82-2208

Lunch 11:30 ~ 15:00 / Dinner 17:30 ~ 21:00

HP <https://sakaki.wine>



坂城町の特産品「ねずみ大根」

「あまもつくらし」とした風味
ねずみ大根

ねずみ大根を使った伝統食「おしぼりうどん」

ねずみ大根のおろしをふきんなどで“しぼる”ことにその名が由来します。ねずみ大根のしぼり汁に、味噌、ネギ、鰹節などをお好みで入れ、うどんのつけ汁として食べるシンプルなながら味わい深い伝統食です。



ねずみ大根焼酎

ねずみ大根を使ったアルコール40度の鮮烈さと深みをじっくりと味わっていただけ本格焼酎です。

(株)坂城町振興公社(びんぐし湯さん館)で販売しています。



坂城町キャラクター



「ねずこん」

町の特産品「ねずみ大根」をイメージして平成23年に誕生しました。長いしっぽと短い手足がチャームポイント。

広告

信州さかきから
手づくりの味を
お届けします。



坂城町大字網掛200
TEL・FAX 0268-82-0141
<http://www.aji-lodge.com>

広告

手打ちうどん、十割そば
かいぜ

■お休み: (月) (火) 大根は通年使用しています。

●営業時間 AM11:30~PM2:00
(オーダー終了)
中之条2366-3

TEL0268-81-3595

和・洋生菓子
庵あさひ屋

営業時間 定休日
AM8:00~PM7:00 祝・祭日除く月曜日
坂城町四ツ屋6832-3 ☎0268(82)2529



お子様からお年寄まで
ゆったりお食事やお茶が出来ます。

営業時間

平日AM10:30~PM3:30
(ラストオーダー PM3:00)

坂城町大字中之条1308

TEL 0268-71-6605





移住・定住支援

ずっと坂城で暮らしたい、
そんなあなたをバックアップ

Check

坂城町空き家バンク

空き家バンクとは、賃貸や売却を希望する空き家所有者の方、空き家の利用を希望する方の双方が空き家バンクに登録して、空き家の利用につなげる制度です。登録した物件は、町ホームページ等を利用し、空き家の利用を希望する方への情報提供を行います。

空き家バンク利用促進補助制度

坂城内にある空き家の利活用の活性化を目的として、空き家バンクへの登録及び利用を促進するため、空き家バンクの登録物件を対象にして、住宅内にある家財道具等の片付けや住宅の改修工事に対して補助を行います。

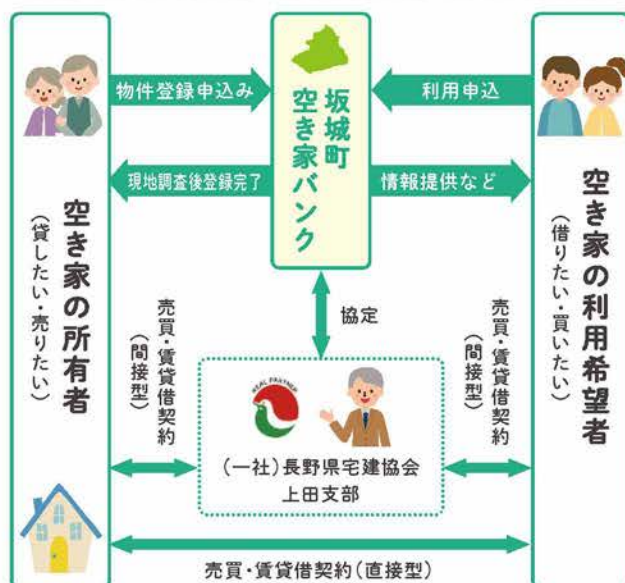
補助額

対象経費5万円以上のものにつき、1/2以内(上限10万円)
※3年以上の定住を目的に購入した場合は、上限50万円

お問い合わせ 建設課 管理係

TEL:代表 0268-82-3111(内線175)
直通 0268-75-6208

坂城町空き家バンク制度の仕組み



Check

坂城町移住定住促進補助金

町内でマイホームを新築し、又は新築住宅を購入される方に対し、費用の一部を助成します。

補助金額

対象住宅1件につき、10万円(新築住宅1件につき1回まで)
※補助金は、工事完了後又は登記完了後に実績報告を提出していただき、審査したのち交付します。

お問い合わせ 企画政策課 企画調整係

TEL:代表 0268-82-3111(内線224)
直通 0268-75-6211



Check

坂城町結婚新生活支援事業

結婚に伴い新婚生活をスタートする世帯を応援するため、結婚後に新たな生活を始めるための住居費や引越し費用の一部を助成します。

補助限度額 30万円

お問い合わせ 福祉健康課 福祉係

TEL:代表 0268-82-3111(内線132)
直通 0268-75-6205



広告

不動産の購入、売却、賃貸など
どんなことでもお気軽にご相談下さい。

信頼と実績

(株)天田不動産

長野県知事許可(14)第875号

(一社)長野県宅地建物取引業協会会員

埴科郡坂城町大字坂城 6985-2

TEL 0268-82-1155

CNC 旋盤・MC

樹脂・アルミ・しんちゅう・SUS
・チタン 柔らかいものから硬い
ものまで加工します。

有限会社 宮下工機

〒389-0603

坂城町大字南条 4574-3

TEL 0268-82-3762

FAX 0268-82-8663

美容室 蔵の佳
— KURANOCA —

完全予約制
9:00 ~ 18:00
定休日 火曜日
坂城町坂城 1168
TEL 0268-75-7669



行政ガイド INDEX

「坂城町 暮らしの便利帳」電子書籍は、町ホームページにあるバナーをクリックすることでご覧いただけます。

▼町ホームページアドレス
<http://www.town.sakaki.nagano.jp/>



	町役場のご案内	18
	防災・情報通信・救急	20
	戸籍・住民基本台帳・各種証明書	25
	出産からの子育てサポート	27
	20歳になったら…国民年金	29
	日々の健康づくりのために	31
	届出は忘れずに…国民健康保険	32
	後期高齢者医療制度	34
	介護保険制度・高齢者福祉	36
	ささえあう障がい者福祉	38
	くらしを支える税金	40
	上下水道・浄化槽・し尿の処理	42
	ごみの出し方・犬を飼うとき・生活	44
	生涯学習・スポーツ・施設使用・施設案内	47
	土地・住宅・道路	49
	商工業・農業の振興	51
	情報公開・寄付・選挙	55
	町議会の仕組み	56

広告

フリーマーケットカフェ
開催中
小パーティー
&
イベント会場

喫茶&食事 **太の夫**

営業時間 AM10:00~PM9:00
定休日 水曜日
坂城町6614-1 ☎0268(82)4188

鉄骨工事・一般建築
長野県知事許可(般-29)第17482号

有限会社 格栄建設

本社 上田市常入1-14-10
TEL0268-24-0689 FAX0268-24-0635
坂城営業所 坂城町上平(小網)2377-16
TEL0268-82-4136 FAX0268-82-2043

県営水道指定工事店

長野市・上田市・坂城町
千曲市・東御市・須坂市
上下水道指定工事店

協同設備株式会社

・給排水衛生工事 ・冷暖房空調工事
・排水・雑排水処理工事 ・その他管工事一般

坂城町大字中之条993-7

☎ 0268-82-5770
FAX 0268-82-7971





町役場のご案内

町役場のご案内

各課業務案内

問 坂城町役場 代表 ☎0268-82-3111

課名	係名 (課直通番号)	内線	所管業務内容	掲載 ページ
総務課	総務係 (75-6210)	212 213 214	・選挙 ・監査 ・人事、給与 ・職員研修 ・例規 ・情報公開	P55
	財政係 (75-6210)	215	・財政計画 ・予算編成	—
	税務係 (75-6206)	141 143 144	・町税 ・国民健康保険税 ・介護保険料 ・税務相談	P40 P41
	収納推進係 (75-6206)	142	・町税等の徴収	
企画政策課	企画調整係 (75-6211)	224 225	・総合計画 ・重要プロジェクト ・広域行政 ・土地利用計画 ・情報、統計 ・ふるさと納税 ・移住定住促進	P16 P50
	まち創生 推進室 (75-6211)	222 223	・総合戦略 ・地域コミュニティ ・国際交流 ・広報、情報通信 ・防災行政無線(同 報系)	P20 P21 P22
	契約・管財係 (75-6211)	241	・入札参加申請 ・契約 ・町有財産 ・個別施設計画	—
	人権・男女 共生係	82-6603	・人権同和啓発 ・男女共同参画	P48
	坂城町土地開発公社	75-6212	・住宅地分譲 ・駅前駐車場	P48 P50

課名	係名 (課直通番号)	内線	所管業務内容	掲載 ページ
住民環境課	住民係 (75-6204)	122 123	・戸籍 ・住民基本台帳 ・印鑑証明 ・国民年金	P25 P26 P29 P30
	生活安全係 (75-6204)	124	・交通安全 ・消費生活 ・防犯 ・消防 ・地域防災計画	P23 P24 P46
	環境保全係 (75-6204)	125	・自然保護 ・環境衛生 ・公害 ・一般廃棄物	P43 P44 P45 P46
福祉健康課	福祉係 (75-6205)	132 136	・母子父子福祉 ・児童福祉 ・障がい者福祉 ・高齢者福祉 ・社会福祉	P27 P28 P37 P38 P39
	保険係 (75-6205)	133 134	・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険 ・介護保険	P27 P32 P33 P34 P35 P36
	地域包括支援 センター (75-6205)	137 138	・介護相談 ・高齢者福祉	P37
	在宅介護支援 センター	82-0333	・介護相談 ・高齢者福祉	
	ふれあい センター	81-3588	・介護予防	
	健康推進係 (保健センター) (75-6230)	511 512	・健康増進 ・母子保健 ・感染症予防 ・精神保健	P27 P31 P38 P39

広 告

遺言・相続のことで
困っていませんか?
ぜひ司法書士に
ご相談下さい

須藤亮 司法書士事務所

☎ 0268-75-5910

坂城町坂城 10046

(坂城町役場南隣)

営業時間 / 9:00 ~ 17:30

定休日 / 土・日・祝日

<http://sudoh-office.com/>

医療用プラスチック製品
理化学容器等
キャップ・容器の成形・製造



PLASTICS
昭和樹脂工業株式会社



プラスチック製造技術・「ものづくり」を
基盤として地域社会に貢献して参ります

坂城町坂城 9444

TEL 0268-82-2417

工作機械・工具・省力化機器

次代のニーズを的確にとらえ
迅速・最良なサービスを提供します

MT MORIYA
Moriya Machine Tool

守屋工機株式会社

本社・商事部 精密工作事業部

坂城町荻屋原 223-1 坂城町上平 2469

☎ 0268-82-5858 ☎ 0268-82-6770

FAX 0268-82-6656 FAX 0268-82-6657



町役場のご案内

課名	係名 (課直通番号)	内線	所管業務内容	掲載 ページ
商工農林課	商工観光係 (75-6207)	153 154	・商工業振興 ・工業団地 ・観光 ・勤労者福祉 ・労政	P51 P52
	農業振興係 (75-6207)	152 156	・農業振興 ・特産品振興 ・農業委員会 ・農業振興地域 ・農業者年金	P52 P53 P54
	農林整備係 (75-6207)	155	・林業振興 ・農道、林道 ・土地改良	P54
建設課	管理係 (75-6208)	174 175 176	・町営住宅 ・道路証明 ・土地台帳 ・国土・地籍調査 ・道水路管理、境界	P16 P49 P50
	建設係 (75-6208)	172 173 180	・道路改修 ・河川改修 ・水防、砂防	—
	都市・公園係 (75-6208)	177 178	・都市計画 ・公園緑地 ・都市公園 ・交通網対策 ・国道バイパス関連	P47 P48 P49 P50
	下水道係 (75-6208)	170 179	・下水道 ・合併浄化槽 ・上水道	P42 P43
会計室	会計係 (75-6203)	111	・出納管理	—
事務局	議会係 (75-6213)	411	・本会議・委員会 ・請願・陳情	P56

課名	係名 (課直通番号)	内線	所管業務内容	掲載 ページ
教育文化課	子ども支援室 (75-6209)	253	・子育て支援 ・保育所の運営、入 園、保育料 ・児童館	P28
	学校教育係 (75-6209)	253	・入学・就学 ・学校庶務 ・施設管理	P28
	生涯学習係 (文化センター)	82-2069	・生涯学習 ・青少年健全育成 ・スポーツ推進	P47 P48
	文化財係 (文化財センター)	82-1109	・文化財保護 ・埋蔵文化財	
	食育・学校 給食センター	82-2559	・食育、学校給食	
	町立図書館	82-3371	・図書の貸出	P27
	子育て 支援センター	82-2291	・子育て家庭に対す る支援	

保育園	南条保育園	☎82-3630	P28
	坂城保育園	☎82-2111	
	村上保育園	☎82-2229	
小中学校	南条小学校	☎82-3141	P28
	坂城小学校	☎82-3161	
	村上小学校	☎82-2228	
	坂城中学校	☎82-3080	
児童館	南条児童館	☎82-7712	P28
	坂城児童館	☎82-7966	
	村上児童館	☎82-8323	

広 告

あらゆるニーズにお応えし形にします。
依頼品は必ず形にします。

MICRON



○丸物製造加工 ○金属加工、工具(1dayスピード対応)

〒389-0603
長野県埴科郡坂城町南条7155
TEL0268-82-2434
<http://micron-co.jp>

**お電話一本で
あなたのお宅は割烹料亭に!!**
お祝い、ご法事、ご自宅で如何ですか?
各種会議、行事に
お弁当、オードブル、刺身盛り込み
如何ですか?
ご予算に合わせて御造り致します。
お気軽に御相談下さい。宜しくお願致します。



お問い合わせは・・・

葛尾食品
坂城町四ツ屋 9327-1
☎ 82-2424 FAX 82-2000

**各種溶剤 焼付塗装 粉体塗装
承ります**



(有)高塚塗装 南条工場

坂城町南条 2747-4
TEL 0268-75-7901



防災・情報通信・救急

問 災害対策本部 総務課総務係
地域防災計画 住民環境課生活安全係
情報通信 企画政策課まち創生推進室

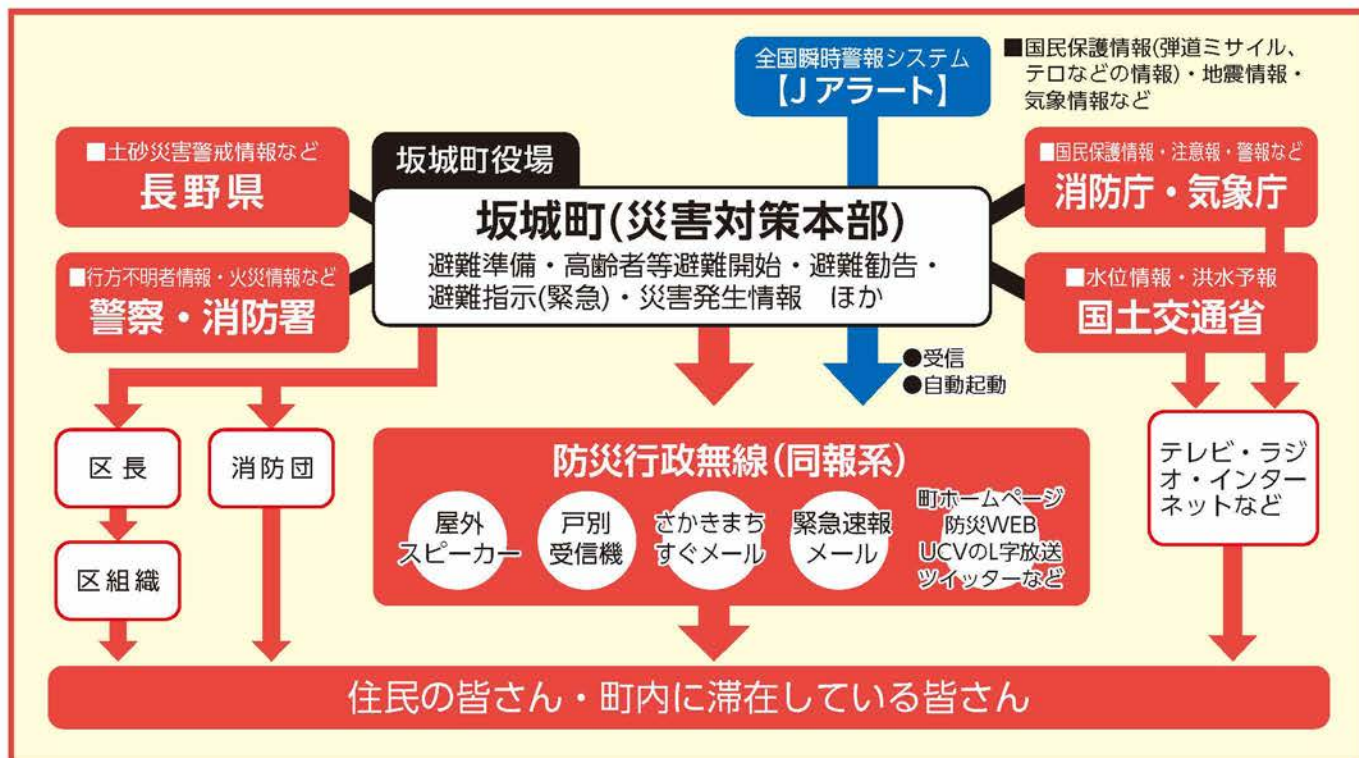
☎82-3111(内線212) 直通75-6210
☎82-3111(内線124) 直通75-6204
☎82-3111(内線223) 直通75-6211



防災・情報通信・救急

防災情報の伝達

防災気象情報は、各機関から下記のような経路で伝達されます。町民の皆さんは、テレビ・ラジオ・インターネットなど様々な手段を活用して情報を収集してください。



防災行政無線(同報系)

町では、「つながる あんしん 坂城町」を目指し、町民の皆さんや町内に滞在している皆さんに防災情報や町からのお知らせなどを伝達する『防災行政無線(同報系)』を運用しています。防災行政無線(同報系)は、役場の「親局」と町内25箇所に設置した「屋外スピーカー」、全戸・全事業所に無償貸与している「戸別受信機」で構成され、Jアラートや千曲坂城消防本部との連携のほか、

各種の通信手段に連動させることにより、情報伝達の幅が広がり、よりスムーズに情報をお届けする仕組みです。

また、河川監視カメラ、水位計などの気象観測装置を設置し、情報収集することにより、職員や消防団の初動対応などに活用します。一部データは、坂城町防災WEBなどで公開しています。

広告

無線と医療で社会に貢献



JRC 上田日本無線株式会社
Ueda Japan Radio Co., Ltd.

デジタル防災行政無線(同報系)

あんしん・あんぜんを
お届けします



【戸別受信機】

【拡声子局】

〒386-8608
長野県上田市踏入2丁目10番19号
TEL.0268-26-2112 FAX.0268-26-2070



体 系 図



防災・情報通信・救急

》防災行政無線(同報系)と連携・連動する通信手段と内容

◎坂城町防災WEB (<http://www.bousai-sakaki.jp>)

防災や災害情報を取り扱う専用サイトです。町ホームページのバナーからアクセスするか、「坂城町防災WEB」で検索してください。主に下記のような内容を掲載しています。

- ・緊急情報や町からののお知らせ
- ・河川の水位情報や監視カメラの画像の閲覧
- ・災害時や防災に役立つサイトのリンク集
- ・避難場所や防災ハザードマップ、災害の基礎知識 など

◎坂城町ホームページ (<http://www.town.sakaki.nagano.jp>)

緊急情報をトップページ上部にポップアップ表示させてお知らせします。(緊急情報がある場合のみ表示)

その他詳しい情報は、坂城町防災WEBをご覧ください。

この位置に表示されます



▲緊急情報をホームページ上に表示

広 告

野の味、山の香り

味のかけはし

交和物産株式会社

坂城町大字南条 5181-3
(テクノさかき工業団地)

TEL 0268-82-2533

・各種溶接
・機械加工
・3次元レーザー加工
(厚板・パイプ)

有限会社
若林熔工

坂城町大字南条 7735-1

TEL 0268-82-6663
FAX 0268-82-5142

鉄を通じて
地域社会に貢献

有限会社
小山鉄工所

坂城町大字上平2479

TEL: 82-3805
FAX: 82-7949



◎坂城町ツイッター

防災情報や町からのお知らせ、イベント情報などをお知らせします。ユーザー名は「@sakaki_town」です。アカウントのフォローをお願いします。



◎さかきまちすぐメール(登録者)

登録型の配信メールサービス「さかきまちすぐメール」に登録していただいた方に、①防災情報、②安心・安全情報、③町からのお知らせ、④イベント情報をメール配信します。

登録は、右記のQRコードを読み取るか、t-sakaki@sg-m.jpへ空メールを送信してください。



◎上田ケーブルビジョンL字放送(加入者)

上田ケーブルビジョンに加入されているご家庭では、緊急度の高い情報について、UCV1チャンネルの画面上にテロップにより表示されます。



加入に関する問い合わせは、(株)上田ケーブルビジョン(電話:0268-23-1600)へ。

◎緊急速報メール

これまでと同様に、緊急地震速報などを国から直接配信するほか、町(災害対策本部)から避難勧告、避難指示、災害発生情報など緊急度の高い情報について配信します。(一部の機種は未対応。)

緊急連絡通話装置

災害時、通信や交通の遮断等により万一孤立した場合に、役場と双方向の通信が可能な電話機(防災行政無線専用)を、網掛公民館・小網公民館・和平公園山の家のほか、坂城小学校・南条小学校・村上小学校・武道館の各屋外スピーカーに設置しています。

Jアラート(全国瞬時警報システム)との連携

Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震や津波、他国からの武力攻撃など時間的余裕のない事態が発生した際に、国(総務省消防庁)から人工衛星を使って情報を発信し、市町村の防災行政無線等を自動で起動させ、住民に緊急情報を発信するシステムです。

Jアラートが情報を受信すると、防災行政無線(同報系)が自動起動し、屋外スピーカー・戸別受信機から自動で放送が流れるとともに、各種連携先にも同時に情報を配信します。(一部を除く。)

重要なお知らせ

全戸・全事業所を対象とし、無償貸与により戸別受信機を配布しています。防災行政無線(同報系)では屋外スピーカーと戸別受信機のほか、様々な通信手段と連携することにより防災・行政情報を発信していますが、東日本大震災クラスの大規模な災害が起きた際は、携帯電話やインターネットをはじめ、あらゆる通信手段が使えなくなる可能性があります。

防災行政無線(同報系)は、町専用の電波帯域を利用しているため、戸別受信機からの避難情報などが町民の皆さんの生命を守る手段として大変有効でありますので、戸別受信機の設置を推奨しています。

放送内容確認ダイヤル (自動応答電話サービス)

☎0268-82-1070

放送を聞き逃した、もう一度聞きたい場合は、こちらから放送内容が確認できます。(通信料がかかります。)

広告

クルマの進歩と
ベアリングの未来に
技術力で挑み続ける

KKS 株式会社 栗林製作所

〒389-0695
長野県埴科郡坂城町南条 4860

電話：0268-82-3150
FAX：0268-82-3154
http://www.k-kuri.jp/

総合金物センター

株式会社 とみや

営業品目

- ・ 建築資材
- ・ 仮設資材
- ・ 各種管材
- ・ 電動工具
- ・ 清掃用品
- ・ 外構工事
- ・ 土木資材
- ・ 各種鋼材
- ・ 工 具
- ・ 給排水設備機器
- ・ 家庭用品
- ・ フェンス工事

坂城町大字中之条 50-2
TEL 0268-82-2216
FAX 0268-82-7902
E-mail:tomiya@valley.ne.jp

**トラックボデー架装
修理・車検・整備**

株式会社 ベクトル自工

坂城町大字上五明 1315
TEL 0268-82-5151

》水害・土砂災害時の避難情報

警戒レベル4で全員避難！

〈避難情報等〉

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとしましょう。	災害発生情報 〈町が発令〉
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) 〈町が発令〉
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備をしましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 〈町が発令〉
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 〈気象庁が発表〉
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 〈気象庁が発表〉

〈防災気象情報〉

【警戒レベル相当情報(例)】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは住民が自主的に
避難行動をとるために参
考とする情報です。

〈国土交通省、気象庁、都道府県が発令〉

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、

地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。



町が発令する避難情報等は、同報系防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機から放送するとともに、各連携先の「町ホームページ」「すぐメール」「ツイッター」「坂城町防災WEB」「上田ケーブルビジョンのL字放送」「緊急速報メール」に配信します。また、警報級以上の防災気象情報については、気象庁からの発表に伴い、Jアラートから自動的に同報系防災行政無線を通じてお知らせします。(情報の危険度によって配信先が変わります。)

住民の皆さんには、発令される警戒レベルごとのとるべき行動を理解していただき、あらかじめ家庭や職場等で、具体的な避難の手順を話し合ったり、ハザードマップ等で、危険箇所や避難場所を確認しておくことで、いざという時のスムーズな避難行動につながります。

》避難所・避難場所

区名	応急避難所(一次避難所)	中核避難所
鼠	鼠公民館 鼠団地集会所	南条小学校 南条保育園
新地	新地公民館 新地団地集会所	
金井	金井振興センター 金井8組合公民館 南条林業センター	
入横尾	入横尾公民館	
町横尾	町横尾公民館	
泉	泉区公民館	
中之条	中之条公民館	坂城町文化センター 坂城町体育館 坂城中学校
四ツ屋	四ツ屋公民館	
戌久保	戌久保公民館	
御所沢	御所沢公民館	坂城小学校 坂城保育園 坂城高等学校
田町	田町十王堂	

区名	応急避難所(一次避難所)	中核避難所
横町・込山	中心市街地コミュニティセンター (横町公民館・込山公民館)	坂城小学校 坂城保育園 坂城高等学校
立町	立町公民館	
旭ヶ丘	旭ヶ丘公民館	
南日名	南日名公民館	
北日名	北日名公民館	
日名沢	日名沢公民館	
大宮	大宮公民館	
新町	新町公民館	
坂端	坂端公民館	
刈屋原	刈屋原公民館	
網掛	網掛公民館	村上小学校 村上保育園
上五明	上五明公民館	
上平	坂城町ふれあいセンター (上平公民館) 上平区民会館	
月見	月見区集会所	
小網	小網公民館	

》災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

171 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

地震、風水害、土砂災害や避難の心得、日頃の備えなどの情報は、別に配布した「さかまち防災ハザードマップ」をご覧ください。か、「坂城町防災WEB」(<http://www.bousai-sakaki.jp>)をご覧ください。



》火災・救急・救助は119番…千曲坂城消防本部

問 千曲坂城消防本部 ☎026-276-0119 坂城消防署 ☎82-0119

通報はあわてず、正確に！！

火事 のとき

火事です！
住宅が
燃えています。

火事や救急のときは119番

救急 のとき

交通事故
(急病) です！

住所は、
坂城町〇〇番地です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室という
ことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。

場所(住所)は、
坂城町〇〇番地です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合: 事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合: 患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

》消防団の担当区域

- ・第1分団…… 鼠、新地
- ・第2分団…… 金井
- ・第3分団…… 入横尾、町横尾、泉
- ・第4分団…… 中之条
- ・第5分団…… 四ツ屋、田町、御所沢、戌久保
- ・第6分団…… 南日名、北日名、和平
- ・第7分団…… 横町、立町、込山、旭ヶ丘
- ・第8分団…… 日名沢、大宮、新町、坂端、刈屋原
- ・第9分団…… 網掛、月見、小網
- ・第10分団…… 上五明
- ・第11分団…… 上平
- ・ラッパ分団…… 町内全域

》消防団員随時募集中！

町の消防団は、火災発生時はもちろん、地域の安全を守るために日々活動しています。興味のある方は住民環境課生活安全係までご連絡ください。

》住宅用火災警報器を設置しましょう

火災警報器の取付けが義務付けられています。万が一に備えて、火災警報器を設置しましょう。

問 住民環境課生活安全係 ☎82-3111(内線124)
直通75-6204

わが家の防災メモ



いざという時に慌てないように、あらかじめ記入しておきましょう。

避難所

家族が離ればなれになった時の集合場所

家族の連絡先・データ

氏 名

携帯電話

会社・学校

会社・学校の電話



戸籍・住民基本台帳・各種証明書

戸籍・住民登録について

戸籍は、日本国民としての重要な身分関係の変動を、届出によって記録・証明する大切な公文書です。また、住民登録は、皆さんが坂城町民として、義務教育の就学や、国民健康保険など、各種の行政サービスを受けるための基本となる大切な届出です。必ず期日までに届出を済ませましょう。

全ての届出において、窓口に来た人の本人確認を行いますので、顔写真のついた証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）をご持参ください。ただし、出生届と死亡届については、本人確認は行いません。

本人（届出書に記載されている届出人）が窓口に来られなかった、または、窓口には来たが顔写真のついた証明書がなくて本人確認ができなかった場合は、本人に『届出を受理したこと』を後日郵送でお知らせします。

戸籍の届出

このようなとき	種類	届出期限	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	出生した日から14日以内	出生証明書（出生届書）、届出人（父または母）の印鑑、母子健康手帳
死亡したとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡診断書（死亡届書）、届出人（死亡者の親族）の印鑑、葛尾組合施設使用料
結婚するとき	婚姻届	期間の定めはありません。（届出により法律上の効力が発生します。）	届出証人欄に成年者2名の署名・押印、夫・妻の戸籍の全部事項証明（謄本）（坂城町に本籍のない人）、夫・妻それぞれの印鑑（届出書に押したものの）、未成年が婚姻する時は父母の同意書、住所変更（転入）する場合は転出証明書
離婚するとき	離婚届	・協議離婚の場合は期間の定めはありません（届出により法律上の効力が発生します。） ・裁判離婚の場合は調停成立、審判確定、判決確定から10日以内	届出人の印鑑、協議離婚の場合は届出証人欄に成年者2名の署名・押印、裁判離婚の場合は調停調書の謄本・確定証明書、戸籍の全部事項証明書（謄本）（坂城町に本籍のない人）

住民異動の届出

このようなとき	種類	届出期限	必要なもの
町外からの引っ越し	転入届	町内に住所を移した日から14日以内	・転出証明書（前住所地の市区町村で発行したもの） ・マイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード ※マイナンバー（個人番号）カードの保有者は、転入後90日以内に継続利用申請が必要 【国外から転入した方】 ・転入者全員の旅券または航空券（入国日が確認できる証印が押印されているもの）
町外への引っ越し	転出届	転出先、転出予定月日が決まったら	・印鑑登録証（登録者のみ） ・マイナンバー（個人番号）カードまたは住民基本台帳カード（所持者） ・国民健康保険被保険者証等 ・各種受給者証 【国外へ出国する方】 ・転出者全員のマイナンバー（個人番号）カードまたは通知カード

広告




**金属プレス加工
金型設計製作**

〒389-0602
長野県埴科郡坂城町大字中之条下赤田 3080-3
TEL 0268-82-3087 FAX 0268-82-8130
e-mail thukasan@avis.ne.jp

どんな制御盤でも
お任せください!!

**各種制御盤
設計・制作**

有限会社 加藤製作所

〒389-0603 坂城町南条 4414-2
TEL 0268-82-6188
FAX 0268-82-8134

一般貨物運送事業・運送取扱業
板金塗装・粉体、焼付塗装

株式会社 誠大

坂城町大字南条4496
TEL 0268-82-7400(代)
FAX 0268-82-8592



このようなとき	種類	届出期限	必要なもの
町内での住所変更	転居届	町内で住所を変更した日から14日以内	・マイナンバー(個人番号)カードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(所持者) ・国民健康保険被保険者証等 ・各種受給者証
世帯主の変更	世帯主変更届	世帯主を変更した日から14日以内	特になし

※マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードによる転入届の特例

マイナンバー(個人番号)カード・住民基本台帳カードを持っている場合は、市町村に出向いて転出届を提出しなくても、事前に郵送等で転出届を行うことで、直接転入先の市区町村窓口で転入の届出をすることができます。(転出証明書の提出は不要です。)

印鑑登録

坂城町の住民基本台帳に記録されている人は印鑑を登録することができます。ただし、15歳未満の人と成年被後見人は登録できません。登録できる印鑑は1人1個です。

申請方法

区分	必要なもの	備考
本人が申請する場合	・登録する印鑑 ・顔写真のついた証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)	・顔写真のついた証明書がない場合は、すでに坂城町で印鑑登録をしている人に保証してもらうことで登録できます。(この場合、保証する人は登録している印鑑と印鑑登録証をご持参ください。) ・保証する人がいない場合は、郵送で確認書類を本人あてに送付するため、登録までに数日かかります。
代理人が申請する場合	・登録する印鑑 ・登録者直筆の代理人選任届	郵送で確認書類を本人あてに送付するため、登録までに数日かかります。

登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記載されている氏名以外を表しているもの
- ・職業、資格、その他氏名以外の事項を表しているもの
- ・ゴム印など変形しやすいもの
- ・印鑑の大きさが、1辺の長さ8mmの正方形に収まってしまうもの、1辺の長さ25mmの正方形に収まりきれないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・そのほか、外わくがないなど登録する印鑑として不適当なもの

戸籍・住民登録に関する証明

戸籍・除籍・身分証明書・住民票・住民票記載事項証明書を請求される際に本人確認を行いますので、顔写真のついた証明書(運転免許証、マイナンバー(個人番号)カードなど)をご持参ください。

なお、顔写真のついた証明書がない場合は、「国民健康保険等の被保険者証」などを複数ご持参ください。また、代理人申請のときは、本人からの委任状が必要です。

種類	必要なもの	手数料1通
戸籍の全部事項証明書(謄本) 戸籍の個人事項証明書(抄本)		450円
除籍の全部事項証明書(謄本) 除籍の個人事項証明書(抄本)		750円
改製原戸籍(謄本) 改製原戸籍(抄本)		750円
戸籍附票(全部) 戸籍附票(一部)		300円

種類	必要なもの	手数料1通
身分証明書		300円
住民票(世帯全員分) 住民票(世帯の一部)		300円
住民票記載事項証明書		300円
印鑑登録証明書	印鑑登録証	300円
臨時運行許可証	印鑑(自動車車検証、自賠責保険証原本)	750円

※戸籍に関する証明は本籍地で発行します。

●マイナンバー(個人番号)カード

顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

◆申請の方法

1. 郵送で申請
2. スマートフォンやパソコンで申請
3. 証明用写真機(有料)で申請
4. 役場 住民環境課窓口にあるマイナポータル端末(無料)で申請

◆受取の方法(予約制)

1. 町から交付通知書が届く
 2. 受け取り日時を予約する
 3. 持ち物の確認をする
- ・交付通知書(町から送ったハガキ)
・マイナンバー(個人番号)の通知カード
・本人確認書類(顔写真付きの証明書1点、なければ2点必要)
4. 予約した日時に来庁
- ・申請されたご本人がご来庁ください。
(カードの交付には約30分程度の時間を要します。)
※詳しい申請・受取方法については、下記までお問い合わせください。
※外国人のマイナンバーカードの有効期限は在留期間の満了日と同じになります。在留期間を更新した場合には、マイナンバー(個人番号)カードの有効期間の更新の申請をする必要があります。

●電子証明書の申請

電子証明書はマイナンバー(個人番号)カードと同時に申請することができます。マイナンバー(個人番号)カードの申請時に電子証明書を希望しなかった場合は、改めて電子証明書の申請をしていただく必要があります。

マイナンバー(個人番号)カードをお持ちになって住民環境課窓口までお越しください。

●夜間役場

仕事などで、昼間役場に来られない方のために夜間役場(証明書の発行業務のみ)を開設しています。夜間役場をご利用いただく場合は必ず電話などでの事前予約が必要です。

◆予約日 毎週月曜日 午前8時30分～午後5時

◆開設日 毎週月曜日 午後7時まで(年末年始を除きます。また、月曜日が祝日などで役場が閉庁の場合は、予約、開設ともに翌日となります。)

◆発行できる証明書 住民票及び戸籍除籍の謄抄本、印鑑登録証明書、身分証明書

問 住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122・123)
直通75-6204



出産からの子育てサポート

妊娠がわかったら

妊娠された方は、早めに産婦人科を受診し、『妊娠届』をもらい、保健センターに提出してください。下記のものをお渡しします。

- ・母子健康手帳
- ・妊婦・産婦一般健康診査受診票
- ・歯周疾患検診受診票

きちんと健診を受け、お子さんの健康と発育の状況を母子健康手帳に記録していきましょう。

母親教室

妊娠、出産、育児についての知識と理解を深めて、丈夫な赤ちゃんを産み、健やかに育てるための教室です。妊婦さん同士の情報交換や仲間づくりにも役立ちます。お父さんも積極的に参加しましょう。

出産から乳幼児期

出生した日から14日以内に出生証明書を住民環境課に提出してください。その後、保健センターにて下記についてご案内します。

- ・乳児家庭訪問
- ・乳幼児健康診査・健康相談
- ・予防接種

乳児家庭訪問

乳児がいるすべての家庭を、生後3か月までに保健師などが訪問します。発達や栄養など、育児に関する相談や子育ての悩みについて支援します。

乳幼児健康診査・健康相談

お子さんの健やかな成長や発達を医師、保健師、栄養士、歯科衛生士などが支援します。

育児での心配ごとについてのアドバイスも行います。詳しくは出生後にお渡しする「赤ちゃん手帳」をご覧ください。

予防接種

お子さんの健康を守るため予防接種を受けましょう。予防接種には、予防接種法に基づいて町が行う定期接種（無料）と、希望者が個人的に行う任意接種（自費）があります。定期接種は指定された接種時期・方法で受けましょう。

未熟児養育医療

出生時の体重が2,000g以下で、養育のため入院の必要がある1歳未満の乳児の医療費を助成します。なお、家族の所得に応じて一部自己負担があります。

お子さんの成長についてお悩みの方

◎発達相談

お子さんの成長や発達についての心配や疑問に、臨床心理士などの家庭相談員が個別相談で支援します。

◎発達フォロー教室

未就園児を対象に、遊びや子ども同士のふれあいを通して、お子さんの発達を支援します。

問 保健センター ☎82-3111(内線511・512)
直通75-6230

出産育児一時金(国民健康保険)

国民健康保険に加入の方が出産したときに受けられ、医療機関へ直接振り込む方法と、本人に支給する方法があります。

問 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133)
直通75-6205

子育てを応援します！子育て支援センター

親子で遊んだり、子育てについて学んだり、子育てサークルや相談などの活動を通して地域の子育て家庭を応援しています。遊びの場として、親同士の交流の場として、お気軽にお出かけください。

◎開館時間 平日(午前9時～正午、午後2時～4時30分)
第2・第4土曜日(午前9時～正午)

問 子育て支援センター(坂城保育園2階) ☎82-2291

ファミリーサポートセンター

子育て家庭の応援として、小さいお子様をはじめ、保育園・幼稚園・小学校・児童館の時間外などに、センターに登録している協力会員が子どもを預かります。(保育園などへの送迎も行えます。)また、センターの利用には登録が必要です。

問 ファミリーサポートセンター(社会福祉協議会)
☎82-2551

子どもの医療費給付

0歳から18歳までの、医療費の保険診療の自己負担額が助成されます。自己負担は1医療機関ごと月500円です。

児童手当

中学校修了前の児童を養育している方に、年3回(2・6・10月)児童手当を支給します。

◎支給額

3歳未満の児童及び3歳以上小学校修了前の第3子以降…月額15,000円

3歳以上小学校修了前の第1子・第2子及び中学生…月額10,000円

所得制限超過世帯…一律月額5,000円/人

児童扶養手当

18歳未満の児童を養育している母子・父子家庭に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得額などの条件があります。

母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭又は寡婦家庭に対し、県から就学資金、生活資金などを貸し付けする制度です。

ひとり親家庭等の医療費給付

18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭及び父母のいない18歳未満の児童に、医療費の保険診療の自己負担額が助成されます。ただし、所得額などの条件があります。

交通災害遺児等福祉金

交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡あるいは重度身体障がい者になった家庭の18歳未満の児童に対し、福祉金が支給されます。



出産からの子育てサポート



障害児福祉手当

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、所得額などの条件があります。

特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある20歳未満の在宅の児童の父母又は養育者に支給されます。ただし、所得額などの条件があります。

障がい施設等通所費の補助

町内に住む方で、町外の障がい施設等に通所・通学する障がい児(者)に、通所・通学費を補助します。

問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線132・136)
直通75-6205

小学校・中学校

町内には、小学校が3校、中学校が1校あります。

◎南条小学校(大字南条2036) ☎82-3141
◎坂城小学校(大字坂城6227) ☎82-3161
◎村上小学校(大字上平1428-1) ☎82-2228
◎坂城中学校(大字中之条926) ☎82-3080

小学校への入学手続き

住民基本台帳に基づいて、4月から入学する児童の保護者あてに「入学通知書」が送られます。もし、2月上旬に通知がないとき、就学が困難なときは、教育文化課学校教育係へお問い合わせください。

就学援助

経済的理由で、小・中学生の学用品代金、給食費、修学旅行費などの就学費の支払いが困難なときは、これらを援助する制度があります。このような場合は、担任の先生、地域の民生・児童委員、または教育文化課学校教育係にご相談ください。

奨学金制度

義務教育修了後、高校・専門学校・短大・大学・大学院に進学して、経済的に困りの方に奨学金を給与する制度です。願書の受付は、毎年4月15日までです。

教育相談

教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置し、幼児期から、一貫した教育相談(カウンセリング)を行っています。就学に関する相談や学校生活に関する悩みなどご相談ください。

問 教育文化課学校教育係 ☎82-3111(内線253)
直通75-6209

保育園

保育園は、保護者が就労、病気などの理由により昼間保育ができない家庭の児童をお預かりし、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

◎南条保育園(大字南条2003-18) ☎82-3630
◎坂城保育園(大字坂城6204) ☎82-2111
◎村上保育園(大字上平1540) ☎82-2229

児童館・児童クラブ

児童館は、児童福祉法に基づいて町が運営している子どものための施設です。登録していなくても、自由に遊びに来てください。

児童クラブは、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない児童が、学校から直接児童館に来て、放課後を楽しく過ごすためのもので、登録が必要です。(教材費、おやつ代は自己負担となります)

◎開館時間
・月曜日～金曜日:午後0時30分から午後6時30分まで
・第2土曜日:午前8時30分から正午まで
・長期休みと学校の行事で休みの日:午前8時から午後6時30分まで

◎坂城児童館(大字坂城6277-7) ☎82-7966
◎南条児童館(大字南条2086-3) ☎82-7712
◎村上児童館(大字上平1453-3) ☎82-8323

問 教育文化課子ども支援室 ☎82-3111(内線253)
直通75-6209

広告



**フリースクール
大橋みなと学園**

- ・不登校相談
- ・通信制高校卒業サポート
- ・居場所

坂城町網掛 305-1
電話 **0268-82-7743**

ル・プレ (ル・プレ本社内)

- 婦人用品 ● 小・中・高校指定衣料 ● 和装品
- タオル&ギフトカタログ

坂城町横町通り
☎(0268)82-2148

婦人服専門店チェーン
ル・プレ

- 上田秋和店(パロー秋和店内)
- 栗佐店(西友栗佐店内)
- 小幡店(ユー・パレット小幡店内)
- 長浜店(アルプラザ長浜店2階)
- 南松本店(イトーヨーカドー南松本店2F)
- 長野梅屋店(イトーヨーカドー長野店1F)
- アリオ上田店(アリオ上田内2F)
- 長野赤沼店(ユーパレット赤沼ショッピングモール内)
- 広丘店(GAZA2F)
- 上越店(パロー上越モール内)
- 近江八幡店(イオン近江八幡店内)
- 長野三輪店(イオンタウン長野三輪店1F)
- 長野青木島店(青木島ショッピングパーク2F)

**プラスチック成形一般
プラスチック金型・設計製作**

千曲樹脂工業株式会社

坂城町大字中之条 1087-4
TEL 0268-82-8111
FAX 0268-82-7699

🎁 20歳になったら…国民年金

国民年金とは

公的年金は、国民一人ひとりの老後の生活を国民全体で支えていく制度です。その基本となる国民年金は、すべての人に「基礎年金」の給付をすることを目的としています。その費用は、日本に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、保険料を負担することで賄われています。

国民年金の種類

種類	加入区分	保険料
第1号被保険者	農業・自営業・学生など (厚生年金や共済組合に加入していない方)	定額保険料(※)…月額16,410円(令和元年度分) 付加保険料……………月額400円(希望者のみ) 日本年金機構から送付された納付書により金融機関やコンビニなどで納めます。他に口座振替、クレジットカードなどで納付ができます。保険料を納めることが困難な場合、免除制度があります。
第2号被保険者	会社員・公務員など (厚生年金や共済組合に加入している方)	給料から天引きにより納付されます。
第3号被保険者	会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者	厚生年金保険、共済組合が制度全体で負担するため、自ら納める必要はありません。

※定額保険料は、毎年変更になる予定です。

次の方は、希望により国民年金に加入できます(任意加入保険者)

・日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

※年金手帳・マイナンバー等を持参し手続きをしてください。希望により付加保険にも加入できます。

国民年金から受けられる年金

種類	支給要件	年金額(令和元年度年金額の場合)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(保険料免除期間等を含む)が10年以上ある人が65歳になったとき	780,100円(20歳から60歳の40年間の全期間保険料を納めた場合)
障害基礎年金	・初診日に国民年金に加入しており、保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が一定以上ある人が、病気やけがで障害状態になったとき ・20歳前の傷病により障害状態になった方が20歳になったとき	1級…975,125円 2級…780,100円 子の人数によって加算額(1人につき224,500円、3人目以降74,800円)があります。
遺族基礎年金	国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」に支給。ただし保険料を納めた期間(保険料免除期間を含む)が一定以上あることが必要	子のある妻…1,004,600円(第2子は224,500円、第3子以降は74,800円が加算) 子……………780,100円(第2子は224,500円、第3子以降は74,800円が加算)
寡婦年金	第1号被保険者として保険料を納めた期間(保険料免除期間含む)が10年以上ある夫が年金を受けずに死亡したとき、夫によって生計を維持され、かつ10年以上婚姻関係のある妻に、60歳から65歳の間支給	夫が受けられた第1号被保険者期間に係る老齢基礎年金額の4分の3
死亡一時金	3年以上保険料を納めた方が年金を受けずに亡くなったとき、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や、寡婦年金を選択しない場合に生計を同じくしていた遺族に支給	第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数により120,000円～320,000円



20歳になったら…国民年金

広告

🔥 熱の未来をクリエイトする

株式会社 八光電機

ISO14001 認証取得

様々な熱関連機器を生産現場へ提供し
あらゆる分野のモノづくりを
支えています

【本 社 工 場】長野県千曲市磯部 1490
TEL 026-275-0121 (代表)

【サカキ工場】長野県埴科郡坂城町中之条 1410

【ジサイ工場】長野県埴科郡坂城町上平 458-1
www.hakko.co.jp

元気って、
美しい。

miyarisans

ミヤリサン製薬株式会社

本 社 ● 東京都北区上中里1丁目10番3号
TEL.03-3917-1191

本店・工場 ● 埴科郡坂城町中之条102番地15
TEL.0268-82-1122



》こんなときには届出を

国民年金の届出には、個人番号(マイナンバー)と本人確認が必要です。本人が自署された場合、届出書類の印鑑押印は省略できます。(代理人の場合は要)

	届出が必要なとき	必要なもの
国民年金 (第1号被 保険者)へ の加入	20歳になったとき(厚生年金・共済組合加入者は除く)	関係届書(年金事務所より送付されます)
	会社をやめ厚生年金等の資格を喪失したとき	年金手帳・退職した年月日がわかる書類(喪失証明)
	厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき	年金手帳・扶養されなくなった年月日がわかる書類(喪失証明)
国民年金 (第1号被 保険者)加 入者	付加保険の加入を希望するとき	年金手帳
	国民年金保険料の口座振替を希望するとき(クレジットカード納付)	年金手帳または納付書・振替を希望する預金通帳・預金通帳届出の印鑑(クレジットカード)
	保険料の納付が困難なとき(免除申請をするとき) ※下記免除制度参照	年金手帳 【免除・納付猶予】過去2年以内に失業の方は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し等 【学生納付特例】学生証の写し(有効期間表示)または在学証明書等
	年金手帳をなくしたとき	
国民年金 受給者	国民年金を受けようとするとき(すでに厚生年金を受給している方を除く)	本人及び配偶者の年金手帳または年金証書・本人名義の預金通帳・戸籍謄本(本人及び配偶者の住民票など)
	死亡したとき	年金証書・死亡者との続柄のわかる戸籍謄本等・請求者の預金通帳(死亡者の住民票除票・請求者の住民票謄本)

》免除制度

経済的な理由などにより国民年金保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。免除制度には①全額免除制度、②一部納付(免除)制度、③若年者納付猶予制度、④学生納付特例制度の4種類があります。免除をうけてから10年以内であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができますが、3年目以降から当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せになります。

①全額免除制度 ②一部納付(免除)制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が免除される制度です。免除には全額免除と、4分の3免除・半額免除・4分の1免除の一部免除があります。免除された期間は資格期間として計算されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合に比べ減額されます。

③若年者納付猶予制度

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。免除された期間は資格期間として計算されますが、受け取る年金額には反映されません。

④学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。免除された期間は資格期間として計算されますが、受け取る年金額には反映されません。

【産前産後期間の保険料免除制度】

第1号被保険者が出産した場合、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間保険料が免除されます。

※多胎の場合は6か月間。

※出産とは、妊娠85日以上の分娩であり、死産、流産、早産を含みます。

》国民年金の届出には個人番号(マイナンバー)と本人確認が必要

国民年金に関係する各種届出・申請をされる際は、原則マイナンバーを記載します。また、対象となる被保険者の方のマイナンバーの確認、及び本人確認書類(免許証等)が必要となります。代理の場合は、委任状等(代理権の確認)に合わせて代理人の本人確認が必要です。

◎番号法に基づき、届出・申請する場合に必要なもの

①被保険者の方の「個人番号(マイナンバー)通知カード」または「マイナンバーカード」

②被保険者の方の顔写真付き身分証明書等 1点
(例:運転免許証、パスポート、在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等)

※マイナンバーカードは、1枚で番号確認と本人確認を行うことができます。

※顔写真付きの身分証明書がない場合は、下記より2点が必要です。(例:保険証・福祉医療等の医療受給者証・学生証(写真付き)・介護保険証・年金手帳・日本年金機構が交付した通知書等)

問 長野南年金事務所 長野市岡田町126-10

☎026-227-1284(代表)

住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122)

直通75-6204



日々の健康づくりのために

▶ 特定健診・特定保健指導

「治療から予防」を目的に、平成20年4月から40歳以上75歳未満の医療保険被保険者を対象として、糖尿病などの生活習慣病に着目した健診及び保健指導が行われています。自分の体の状態を知り、生活習慣を見直すことで、糖尿病、高血圧、脂質異常などの生活習慣病を予防するため、年に1度は健診を受けましょう。

▶ 生活習慣病予防検診

がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病を予防し、早期発見するために様々な生活習慣病予防検診を実施しています。

検診名		対象者	検診内容	
一般健康診査		19歳～39歳	身体計測、診察、血圧測定、血液検査、検尿（心電図・眼底）	
		75歳以上	身体計測、診察、血圧測定、血液検査、検尿（心電図・眼底）	
特定健康診査（※）		40歳～74歳の国民健康保険加入者	身体計測、診察、血圧測定、血液検査、検尿、心電図（眼底）	
肝炎ウイルス検診		40歳以上で過去未受診の方	C型肝炎ウイルス検査（HCV抗体・抗原検査） B型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）	
骨検診		40歳以上女性	骨密度測定（超音波検査）	
がん検診	大腸検診		40歳以上	便の潜血検査
	前立腺がん検診		50歳以上男性	PSA特異抗原（血液）検査
	胃検診		40歳～79歳	胃のエックス線検査（造影剤としてバリウムを飲みます）
	肺がん検診		40歳以上	胸部のらせんCT（断層）撮影検査
	子宮頸がん検診		20歳以上女性	子宮頸部の細胞診
	乳房検診	マンモグラフィー	40歳～74歳女性	乳房のレントゲン2方向撮影 ※隔年で受ける検診です
		超音波	30歳以上女性【節目検診：35歳】	乳房の超音波検査
結核レントゲン検診		65歳以上	胸部レントゲン間接撮影	
歯周疾患検診		年度内に40歳・50歳・60歳・70歳に達する方、妊婦	口腔内診査、歯周組織検査	

※町では、国民健康保険加入の方を対象に実施します。他保険加入の方は、各々保険者に確認し受診してください。

▶ 食育・健康づくり推進事業

メタボリックシンドロームに該当する方を対象とした動脈硬化を早期発見するための健診や、生活習慣病対策の保健指導、町民の皆さんを対象とした健康づくりのためのストレッチ体操・ヨガ教室、生活習慣を見直して改善方法を学ぶ教室などの健康増進事業を実施しています。また、小中学生を対象とした健康教室、健康指導を行っています。詳しくはお問い合わせください。

たり、病気や障がいに関する知識が増えることで、不安な気持ちがほんの少し楽になれるかもしれません。一度保健センターへご相談ください。

◎こころのリハビリ教室（デイケア）

◎ひまわり会（家族会）

◎こころの健康相談

問 保健センター ☎82-3111（内線511・512）
直通75-6230

▶ 高齢者の予防接種

◎インフルエンザ

65歳以上の方、または60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を助成します。自己負担額は1,000円です。

◎肺炎球菌

65歳以上の一定の年齢の方などを対象に、肺炎球菌予防接種の費用を助成します。自己負担額は2,000円です。

▶ 相談はお気軽に

保健師・栄養士による健康相談や、家庭訪問なども随時実施しています。身体や精神のことで気になることなど、お気軽にご相談ください。

▶ こころの健康事業

一人で悩んでいる方やご家族のことで悩みを抱えている方、町では右記の『こころの健康事業』を行っています。自分の体験や想いを共感してもらうことや、相談し

広 告

より優れた医薬品を求めて

わたくし達は、医薬品を中心に
研究開発から、生産・販売まで一貫して
行っております。
そして皆様の健康生活に貢献するため、
たゆまぬ努力を続けています。



Kotobuki Pharma
寿製薬株式会社

〒389-0601 長野県埴科郡坂城町坂城6351
TEL. 0268-82-2211 FAX 0268-82-4008
HP: <https://sei.kotobuki-pharm.co.jp/>



届出は忘れずに…国民健康保険

国民健康保険とは

国民健康保険は、普段から各自の収入に応じてお金（国民健康保険税）を出し合い、病気やケガをしたときの医療費にあてる相互扶助の制度です。転入・転出など住所異動の際や、就職で国民健康保険から社会保険に移る際、退職で国民健康保険に移る際などは届出が必要ですので、忘れずに手続きをしましょう。

国民健康保険に加入する方

- ※次のいずれにも該当しない方です。
- ①職場の健康保険に加入している方
 - ②健康保険加入者の被扶養者として保険証を持っている方
 - ③後期高齢者医療保険に加入している方
 - ④生活保護を受けている方とその扶養家族

どんなときに届出が必要？

区分	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国民健康保険に加入する場合	坂城町に転入したとき	印鑑、転出証明書 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	会社などの健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険喪失証明書 年金手帳（60歳未満） ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	健康保険などの扶養家族からはずれたとき	印鑑、被扶養者になれない理由の証明書 年金手帳（60歳未満） ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	子どもが生まれたとき（親が国民健康保険加入者のみ）	印鑑 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	生活保護を受けられなくなったとき	印鑑、保護廃止決定通知書 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
国民健康保険をやめる場合	坂城町から転出するとき	印鑑、保険証 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	会社などの健康保険に加入したとき	印鑑、両方（国保・他保）の保険証 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	被保険者が死亡したとき	印鑑、保険証など ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、保護決定通知書 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
こんな場合にも	町内で住所が変わったとき	印鑑、保険証 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	世帯主や氏名が変わったとき	印鑑、保険証 ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	被保険者証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	被保険者が修学で他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証、在学証明書など ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）
	福祉施設に入所または病院などに入院のため、他の市町村に転出するとき	印鑑、保険証、在所証明書など ※該当する方全てのマイナンバー（個人番号）カード（通知カード）

家族の健康ノート

今かかっている病気やこれまでにかかった病気、何のアレルギーを持っているかなど、普段から記録していればいざという時にあわてません。『家族の健康ノート』はあなたや家族の病気についてお医者さんに伝えたい内容です。

ふりがな

名前 性別 男性 / 女性

生年月日 年 月 日 生まれ

血液型 型 RH $\pm$

血圧 / mmHg

身長 cm / 体重 kg

持病 なし / あり()

アレルギー なし / あり()

喫煙 ☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 本)

飲酒 ☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 ml)

かかりつけ医① (科)

かかりつけ医② (科)

ふりがな

名前 性別 男性 / 女性

生年月日 年 月 日 生まれ

血液型 型 RH $\pm$

血圧 / mmHg

身長 cm / 体重 kg

持病 なし / あり()

アレルギー なし / あり()

喫煙 ☐ 吸わない ☐ 吸う(1日 本)

飲酒 ☐ 飲まない ☐ 飲む(1日 ml)

かかりつけ医① (科)

かかりつけ医② (科)



国民健康保険で受けられる給付と手続き

	こんなとき	給付を受けるのに必要なもの	給付
療養の給付	病気・ケガ・歯の治療 薬、入院(食事代は除く)	医療機関や薬局の窓口へ保険証・高齢受給者証を提示します	自己負担割合 義務教育就学前…2割 義務教育就学から70歳未満…3割 70歳以上75歳未満…高齢受給者証に示す割合
療養費	旅行中の急病など、やむを得ない理由で、被保険者証を提示できなかったとき	医師の診断書(レセプト)、領収書、保険証、印鑑、口座番号	書類を添えて申請してください。審査をして、保険診療分の給付が払い戻されます。 申請から支給まで2か月ほどかかります。2年を過ぎると、時効により請求できなくなりますので、ご注意ください。
	コルセット、ギブスなどの補装具代(医師が認めた場合)	医師の診断書、領収書、保険証、印鑑、口座番号	
	あんま、マッサージ、はり、灸などの施術代	医師の同意書、保険証、印鑑、施術領収証明書、口座番号	
	移送費(緊急的と認められる場合)	領収書、保険証、印鑑、口座番号、医師の意見書	
高額療養費		領収書(原本)、保険証、印鑑、口座番号、申請書など	該当する世帯には、通知を送付しています。(時効2年)
高額介護合算療養費		保険証(国民健康保険、介護保険)、印鑑、口座番号	医療費と介護費用の合計額が一定額以上ある場合、申請により給付します。
出産育児一時金		【町から医療機関へ直接支払う場合】 医療機関で手続きしてください 【町から本人に支払う場合】 保険証、印鑑	42万円(時効2年) ※産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産は39万円
葬祭費		保険証、印鑑、通帳など	5万円(時効2年)

◎次のような場合は、保険診療の対象となりませんのでご注意ください

- ①正常な妊娠、分娩
- ②健康診断、人間ドック
- ③予防接種
- ④美容のための整形手術
- ⑤経済的な理由による人工中絶
- ⑥差額ベッド料金
- ⑦けんか、飲酒、犯罪行為などに伴う病気やケガ
- ⑧仕事上の病気やケガで、労働基準法、労災保険法の適用を受ける場合

◎高額療養費の支給

同一の人が同一の医療機関へ、同一月に高額の医療費を支払った場合に、保険診療の自己負担分の一部が後から支給されます。支給を受けるには申請が必要です。(該当する世帯には受診月から2か月後に通知を送付しています。)ただし「限度額適用認定証」をお持ちになれば、自己負担限度額だけの支払いで済みます。

◎交通事故の医療費の一時立て替え

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合に、本来、治療費を負担すべき加害者に当座の支払能力がないときは、国民健康保険が治療費の7割(場合によっては8割)を一時立て替えて支払います。

立て替えた額は、後日加害者が国民健康保険に返済することになりますので、この制度を利用する場合は必ず事前に届け出てください。申請に必要なものは、保険証、印鑑、警察が交付する交通事故証明書などです。

**問 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133)
直通75-6205**



届出は忘れずに：国民健康保険



後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増加している中、世代間の負担を公平でわかりやすくし、将来的に持続可能な制度とするため、老人保健制度に代わり平成20年4月から始まりました。

運営主体は県単位で設立され、県内すべての市町村が加入する「長野県後期高齢者医療広域連合」が、保険料率・保険料の決定、医療を受けたときの給付を行います。町では保険料の徴収、保険証の交付、申請・届出の受付などの窓口業務を担当します。

対象となる方

対象となる方は、**75歳以上の方及び65歳から74歳までの一定の障がいがある方**です。社会保険などの被用者保険の被扶養者であった方も対象となります。

75歳の誕生日の当日から対象となりますが、特に手続きすることなく、自動的にこの制度の対象者（被保険者）となり、対象者全員に一人1枚ずつ保険証が交付されます。

65歳から74歳までの一定の障がいがある方については、申請により広域連合の認定を受けた場合に対象者（被保険者）となります。制度の認定を受けても、75歳になるまでは他の保険に変更することができます。

医療費が高額になった場合

1か月の医療費が高額になったときは、自己負担額を超えた分が払い戻されます。対象となる方には通知を送付しますので、町福祉健康課へ申請してください。一度申請をすると、その後に該当する高額療養費は自動的に支給されます。

自己負担限度額はそれぞれ前年の所得によって決まります。

◎1ヶ月の自己負担限度額【※1】

(令和元年10月時点)

区 分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位【※2】)
現役並み 所得者	課税標準額 690万円以上	252,600円+ (医療費－842,000円) ×1% (140,100円) 【※3】	
	課税標準額【※6】 380万円から690万円未満	167,400円+ (医療費－558,000円) ×1% (93,000円) 【※3】	
	課税標準額【※6】 145万円から380万円未満	80,100円+ (医療費－267,000円) ×1% (44,400円) 【※3】	
一般(外来年間合算)		18,000円(年間上限144,000円) 【※4】	57,600円(44,400円) 【※3】
区分Ⅱ【※5】		8,000円	24,600円
区分Ⅰ【※5】			15,000円

【※1】入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは、支給の対象となりません。

【※2】「外来+入院」の限度額(世帯ごと)は、「外来」の限度額を個人ごとに適用して、なお残る負担額について適用します。

【※3】同じ医療保険で過去12か月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合に適用します。(多数回該当)

【※4】8月から翌年7月までの1年間の外来個人の自己負担額の合計が、年間上限額を超えた分も高額療養費として支給されます。(外来年間合算)

【※5】減額認定証の提示が必要です。

【※6】限度額適用証の提示が必要です。

保険料

保険料は、対象者(被保険者)一人ひとりに納めていただくことになり、全員が均等に負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計額により下記のいずれかの方法で納めていただきます。

◎特別徴収

年6回の年金定期払いの際に年金受給額から保険料額が差し引かれます。

▶対象者

年金の年額が18万円以上の方(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)

◎普通徴収

町から送付する納付書で納めてください。口座振替も利用できます。

▶対象者

・年金の年額が18万円未満の方
・介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方

窓口負担

◎一般(現役並み所得者以外の方)…1割

◎現役並み所得者……………3割

※入院したときには、この他に食費や居住費がかかります。



あとから費用が払い戻される場合

下表の場合は、いったん医療費の全額を負担していただいた後、自己負担分を除いて払い戻しが受けられますので申請してください。

こんなとき	申請に必要な書類など
医師が必要と認めた治療用器具（コルセットなど）を購入したとき	被保険者証、領収書、印鑑、通帳、医師の診断書
医師が必要と認めたはり、灸、あんま・マッサージなどを受けたとき	被保険者証、領収書、印鑑、通帳、医師の診断書
やむを得ない理由で被保険者証を提示せずに受診したとき	被保険者証、領収書、印鑑、通帳、病院が発行する診療報酬証明書
保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき	被保険者証、領収書、印鑑、通帳、施術明細書
海外渡航中に治療を受けたとき（診療目的の渡航は除く）	被保険者証、印鑑、通帳、海外の病院が発行する診療内容明細書など

※他にも「移送費」「訪問看護療養費」「保険外併用療養費」「特別療養費」があります。詳しくはお問い合わせください。

こんなときは手続きを

こんなとき	手続きの内容など	いつまでに	手続きに必要なもの
加入するとき	転入してきたとき	町福祉健康課窓口へ届け出て、被保険者証の交付を受けてください。（他の都道府県から転入の場合、もとの市町村で交付された負担区分等証明書を提出してください。）	14日以内 負担区分等証明書、印鑑
	後期高齢者医療の障がい認定を受けたいとき	町福祉健康課窓口へ申請書を提出し、被保険者証の交付を受けてください。	すみやかに 国民年金証書・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれか、印鑑
やめるとき	転出するとき	町福祉健康課窓口へ届け出て、被保険者証を返却してください。また、転出先市町村で後期高齢者医療に加入する手続きが必要です。	14日以内 被保険者証、印鑑
	被保険者が亡くなったとき	町福祉健康課窓口へ届け出て、被保険者証を返却してください。※葬祭費が支給されますので手続きをしてください。	14日以内 被保険者証、印鑑、通帳
	後期高齢者医療の障がいの状態に該当しなくなったとき	町福祉健康課窓口へ届け出て、被保険者証を返却してください。※後期高齢者医療の障がい認定を取り下げるときも同様です。	すみやかに 被保険者証、印鑑
その他	同一の市町村内で住所を移したとき	町福祉健康課窓口へ届け出て、被保険者証の交付を受けてください。	14日以内 被保険者証、印鑑
	交通事故に遭ったとき	警察に届けるとともに、町福祉健康課窓口へ届け出てください。※示談の前に必ず届け出てください。	すみやかに 被保険者証、印鑑、事故証明書（後日でも可）

問 福祉健康課保険係 ☎82-3111（内線133） 直通75-6205
長野県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎026-229-5320



後期高齢者医療制度





介護保険制度・高齢者福祉

介護保険制度とは

65歳以上の方で介護を必要とする方を社会全体で支える仕組みです。(40歳以上の方も対象となる場合があります。)
介護サービスの利用に先立って、まず利用者が介護を必要とする状態であることが公的に認定(要介護認定)される必要があります。

要介護認定は、主治医の意見書及び認定調査の結果をもとに保険者によって行われ、**要支援1・2、要介護1～5の7つの段階**があります。

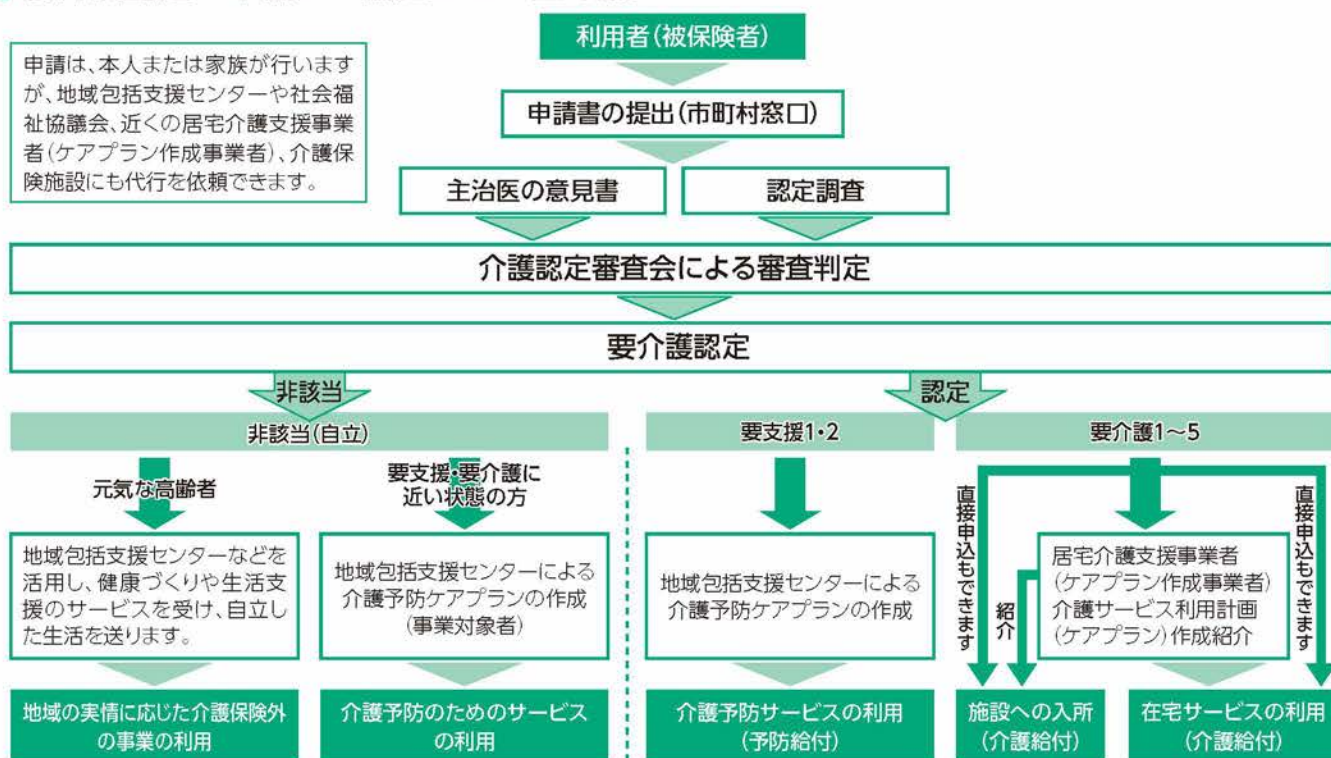
主に、ご自宅で介護サービスを利用する場合、この認定をもとに、どのような居宅介護サービスを組み合わせて利用するかコーディネートするのが居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)で、要介護認定者は、この居宅介護支援専門員と契約し(無料)、サービスを利用することとなります。また、サービス(ホームヘルプやデイサービスなど)を提供する介護サービス事業者は、都道府県などから指定を受けて事業を行っています。

介護サービスに係る費用は、所得に応じて1～3割を利用者が支払い、残りは公費で賄われます。

各種介護サービス施設やサービスの内容など、詳しくは、全戸に配布している「高齢者福祉・介護保険サービスガイド」をご覧ください。

問 福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線134) 直通75-6205

要介護認定の申請から認定までの主な流れ



広告

**昼食・夕食のお弁当を
毎日配食しています**
1日3回食事の用意は大変ですね。
塩分控えめ弁当 好評承り中
お気軽にお申し付け下さい
お支払いは年金支給日(2ヶ月分でも)OKです
手作りのお弁当

まるちゃん
坂城1933
有線・TEL: 82-2054
FAX: 82-1666

暖かい家庭的な安らぎと
“自分らしさを大切に”
宅老所 憩いの家

坂城町上平 2386-1
TEL 0268-75-7173

介護がもっと、好きになる。

住宅型有料老人ホーム
あった家ほーむふらっと坂城
入居定員 9 名
小規模多機能
あったかほーむ坂城
登録定員 29 名
坂城町大字坂城 6986-1 Tel.0268-81-2200

エフビー介護サービス株式会社

》地域包括支援センター

介護についての相談や、福祉・介護保険サービスの申請・提供など、高齢者についての相談をお受けします。気軽にご相談ください。

問 地域包括支援センター(福祉健康課内)
☎82-3111(内線137・138)
直通75-6205

》在宅介護支援センター(ケアステーションさかき)

高齢者についての相談や、介護保険サービス、福祉サービスの申請・提供などについて、相談をお受けします。介護について分からないことなど、ご相談ください。

◎所在地 大字中之条2225
(老人福祉センター内)

◎休業日 土・日・祝・年末年始

問 在宅介護支援センター ☎82-0333

高齢者福祉

》老人福祉センター

町内在住の主に60歳以上の方などに仲間との交流を深めていただくための施設です。また、ボランティア・福祉団体などが集う福祉の拠点としても利用できます。

◎利用料金 100円(60歳以上の方、障がい者の方は無料)

◎休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

◎所在地 大字中之条2225

問 老人福祉センター ☎82-2551

》ふれあいセンター

町内在住の40歳以上の方の健康の増進・教養の向上のためにご利用いただく施設です。ストレッチ・ヨガ教室などの介護予防講座や高齢者の福祉事業を行っています。

入浴施設もありますので、ご利用ください。

◎利用料金 入浴料200円(20歳以上)
※浴室以外の使用は事前に申込みが必要です。

◎休館日 土曜・日曜日、祝日、年末年始

◎所在地 大字上平1334番地4

問 ふれあいセンター ☎81-3588

》敬老祝金の給付

毎年9月1日現在、町内に住所を有する88歳の方及び99歳以上の方に、長寿を祝い、祝金(坂城町商品券)が贈られます。

》老人クラブ

町内の60歳以上の方によって組織されている老人クラブが、趣味、スポーツなど活発な活動を行っています。入会を希望する方は、直接、地区の老人クラブへお申し込みください。また、高齢者の社会参加を支援するため、老人クラブに活動補助金を交付しています。

》老人大学

町内在住の60歳以上の方を対象に、更埴地区老人大学が開かれています。講座の内容は、趣味、教養、スポーツなど広い分野にわたっています。

問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136)
直通75-6205

そのほかの福祉事業

》民生・児童委員

町内には39名の民生・児童委員が、生活や児童についての相談を受けたり、必要なお世話をしたりするなどの活動を行っています。

生活や児童についての悩みをお持ちの方は、お気軽に地区の担当委員にご連絡ください。

》生活保護

病気や事故、失業などの事情がある方に、生活・住宅・医療などの扶助を行い、最低生活を保障し、自立を助長する制度です。

問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136)
直通75-6205

》坂城町社会福祉協議会

坂城町社会福祉協議会では、皆さんが住み慣れたまちで幸せに生活できるよう、地域の皆さんとともに様々な社会福祉活動に取り組み「福祉のまちづくり」を進めています。

◎事業の内容

- ・介護保険事業(ケアプラン作成、訪問介護、訪問入浴介護、宅老所)
- ・高齢者・障がい者などの生きがい活動支援事業
- ・福祉教育・ボランティア推進事業
- ・家庭介護者支援事業
- ・心配ごと・結婚相談事業
- ・福祉機器(車イスリフト自動車など)の貸し出し
- ・生活サポート事業(生活福祉資金の貸し付けなど)
- ・ファミリーサポート事業(子どもの預かりによる子育て支援)
- ・成年後見支援センター(相談・申立支援)
- ・その他

◎所在地 大字中之条2225
(老人福祉センター内)

問 社会福祉法人坂城町社会福祉協議会 ☎82-2551
ホームページ <http://www.ssakaki.com/>





ささえあう障がい者福祉

◆障害児福祉手当 ◆特別児童扶養手当 ◆障がい施設等通所費の補助

28ページをご覧ください

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。交付申請については福祉健康課までお問い合わせください。

療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方が一貫した療育・援助を受け、様々な福祉サービスを受けやすくすることを目的としています。交付申請については福祉健康課までお問い合わせください。

問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136)
直通75-6205

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障がいのある方が各種サービスを利用するために必要です。交付申請については保健センターまでお問い合わせください。

問 保健センター ☎82-3111(内線511・512)
直通75-6230

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度の障がいのある方で、在宅の方(病院又は診療所に継続して3か月以上入院している方を除く)に支給されます。ただし、所得が一定額を超える場合には支給されません。

障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象となるのは、次の①から③に該当する方を扶養している保護者で、県内に居住している65歳未満の方です。

- ①身体障がい者1級から3級
- ②知的障がい者
- ③精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①又は②と同程度の障害と認められるもの(統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

重度心身障がい者の医療費を助成

心身に重度の障がいがある方(主として身体障害者手帳1級から4級程度または療育手帳A1～B2、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院)受給者証の交付を受けた方など)に対し、保険診療の自己負担額が助成されます。(一部所得制限があります。)

重度心身障がい者福祉年金

在宅で、心身に重度の障がいがある方に年額2万4千円の福祉年金を支給します。ただし、所得制限があります。対象となるのは、次に該当する方で、本町に住所を有して6か月以上の方です。

- ①身体障がい者1・2級
- ②精神障がい者(障害基礎年金1・2級)
- ③特別児童扶養手当1・2級の障がいの状態にある20歳未満の方

重度心身障がい者タクシー利用券

心身に重度の障がいがある方のタクシー利用に対して、タクシー利用券を年間48枚(1か月4枚)交付します。

基本料金(初乗り料金)が割引になります。対象となるのは、次に該当する方です。

- ①身体障がい者1・2級
- ②精神障がい者(障害基礎年金1・2級)
- ③特別児童扶養手当1・2級の障がいの状態にある20歳未満の方

重度心身障がい者介護者慰労金

3か月以上寝たきりの状態である方(特別障害者手当受給者)を主として介護している方に対し、年額9万円の慰労金が支給されます。

障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの利用料は原則として1割負担ですが、所得に応じて上限が決められ、負担が重くなりすぎないようにしています。

◎障害福祉サービスの対象者

障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、特定医療費(指定難病)受給者証等の交付を受けている方

◎サービスの種類

在宅者への訪問や、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。

▶介護給付

障がいのある方とその家族などの日常生活の介護を中心に援助【居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所(ショートステイ)、施設入所支援など】

▶訓練等給付

障がいのある方の就労を援助【自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助(グループホーム)など】





自立支援医療

○更生医療(18歳以上)と育成医療(18歳未満)

身体障害者手帳をお持ちの方で、手術などによって障がいが軽減され、機能が回復するような場合、更生医療又は育成医療の給付が受けられます。なお、育成医療は身体障害者手帳がなくても受けられます。

医療費の自己負担は1割となります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

**問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136)
直通75-6205**

○精神通院医療

精神障がいの治療のため、医療機関で外来治療を受けている方は、通院医療に要した医療費の自己負担は1割となります。ただし、所得に応じた一定の自己負担上限があります。

**問 保健センター ☎82-3111(内線511・512)
直通75-6230**

補装具の交付・修理

義肢、装具、車いすなど、身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用されるものの交付及び修理を行います。

原則として購入や修理にかかる費用の1割が自己負担となります。ただし、所得などに応じて上限が決められています。

地域生活支援事業

障がいのある方が、能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどと組み合わせて利用できます。

○相談支援

障がいのある方や、その保護者のさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

○意思疎通支援

手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

○日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るための用具の給付を行います。(たん吸引器、入浴補助用具、ストマ用装具など)

○地域活動支援センター(開成共同作業所)

障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う施設です。

※詳しくは施設へお問い合わせください。

**▶所在地 坂城町大字中之条2231-1
☎82-4000**

○移動支援

外出時の円滑な移動を支援します。

○その他の日常生活又は社会生活支援

▶日中一時支援

日中に監護する方がいない場合など、一時的に見守りなどの支援をします。

▶社会参加促進…身体障がい者用自動車改造費補助

上肢、下肢、体幹の機能障がいがある方が、自動車を身体障がい者用自動車に改造するために要する経費の一部を補助します。対象となるのは、車を所有している身体障がい者(上肢、下肢、体幹の機能障害)1・2級の方です。ただし、1人当たり10万円以内となります。

心身障がい児(者)タイムケア事業

障がいのある方が家庭で一時的に介護を受けることができないときに、あらかじめ登録した施設や近隣などに介護依頼をした費用の一部を支給します。(年間300時間)

じん臓機能障がい者通院費補助

じん臓機能障がいにより通院する方に対して、通院費の一部を補助します。対象者となるのは、身体障がい者(じん臓機能障害)1級で透析療法を受けている方です。

難病等患者見舞金支給

難病などで治療をされている方に対して年額12,000円の見舞金を支給します。

**問 福祉健康課福祉係 ☎82-3111(内線136)
直通75-6205**

◆千曲・坂城障がい者(児)基幹相談支援センター

障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、本人、家族などの応援・支援をするために、千曲市と共同で設置しています。「年金の申請やお金の管理をどうしよう」「子どもの発達や将来に不安が」「自分らしい暮らしがしたい」などの相談に専門の相談員が応じ、必要なサービスについて一緒に考えます。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆事業内容

- ・福祉サービスの利用援助、情報提供、連絡調整
- ・社会資源を活用するための支援、各種支援施策についての助言、指導
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・ピアカウンセリング
- ・権利の擁護のために必要な援助など

◆設置場所 千曲市役所戸倉庁舎2F(令和2年10月までは千曲市ふれあいセンターでご相談をお受けします)

◆電話 026-275-0548

◆E-mail cs-soudan@bh.wakwak.com

【坂城町相談会】

◆日時 毎週水曜日 午後1時30分～4時

◆場所 坂城町役場(偶数月)・老人福祉センター(奇数月)





くらしを支える税金

町税の種類

普通税 (使途が特定されていない、一般的な財源に充てられる税金)	町民税	個人…住民が所得に応じて納める税金 法人…町内の法人が納める税金
	固定資産税	土地・家屋・償却資産の所有者が納める税金
	軽自動車税	バイクや軽自動車などの所有者・取得者が納める税金
	町たばこ税	たばこの消費者が、たばこ製造業者などを通じて納める税金
目的税 (使途が特定されている税金)	入湯税	びんぐし湯さん館を利用する人にかかる税金
	国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯主が納める税金
介護保険料		65歳以上の方(第1号被保険者)が納める保険料

町民税(住民税)

◎個人住民税

個人町民税は、個人県民税とあわせて「住民税」と呼ばれています。

住民税は、均等割とその人の所得金額に応じて負担する所得割からなります。

その年の1月1日現在の住所地に納める税金で、毎年3月15日までに前年の収入の内容などを申告しなければなりません。(収入がなかった場合も、申告が必要です。)

◎法人町民税

法人町民税は、均等割と法人税割があり、均等割は、資本金額と従業員数により、税率が定められています。法人税割は、国に納める法人税の税額を課税標準としています。

固定資産税

1月1日(「賦課期日」といいます。)に、坂城町に土地、家屋、償却資産(事業用に限る)を所有している人に課税される税金です。毎年4月1日から最初の納期限までの間は、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

また、適正な評価、公平な課税をするために、個人のお宅、事業所に伺って、家屋の評価、土地現況調査、償却資産実地調査を行っていますので、ご協力ください。

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在、原動機付自転車、125cc以上のバイク、軽自動車、小型特殊自動車などを所有している人に課税されます。転売、廃車の際には、町にも届出が必要です。届出のない場合は、課税の対象となりますのでご注意ください。

◎軽自動車税(環境性能割)

軽自動車(二輪車などを除く)の取得者に課税される税金です。一定の要件を満たす低公害車や低燃費車などの取得に対しては税率などが軽減されます。

軽自動車の取得価格が50万円以下の場合には課税されません。

町たばこ税

各種たばこにかかる税金で、たばこ製造業者などが納税義務者になって納入されます。

入湯税

鉱泉浴場(温泉、びんぐし湯さん館(入館料に含まれています。))を利用する人にかかる税金です。

国民健康保険税

国民健康保険に加入している世帯の世帯主に課税されます。1年間の税額は、加入者の所得に応じて計算される所得割、1世帯にかかる平等割、加入者の数に応じて計算される均等割、固定資産税をもとに計算される資産割の合計額です。

納税通知書は毎年7月に発送され、翌年の3月までの9か月で納入するようになります。(世帯の加入者全員が65歳以上74歳以下の場合は、世帯主の年金から天引きされる場合があります。)

また、年度の途中で加入した場合や社会保険などに移った場合には、月割で計算されますので、早目に届出をしましょう。

介護保険料

介護を必要とする人たちの費用の一部を、40歳以上のすべての人に負担をしていただきます。

40歳から64歳までの人は、加入する健康保険料に介護保険料が合算されています。65歳以上の人は、健康保険料とは別に介護保険料を納めていただきます。



種類別 税の納期

区分	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		1期	—	—	2期	—	3期	—	4期	—	—	—	—
軽自動車税		—	1期	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町県民税		—	—	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	—	—
国民健康保険税・介護保険料		—	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
国民健康保険税・介護保険料特別徴収		1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

※口座振替制度を利用している人は、納付月の末日(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)に振替を行いますので、事前に口座の残高をお確かめください。

納税通知書

町税などの納税通知書は、第1期納付月の中旬に、郵送で各納税者に送付されます。

町税などの納付場所

- ・役場会計室
 - ・八十二銀行 ・三井住友銀行 ・長野銀行
 - ・長野県信用組合 ・長野信用金庫
 - ・ながの農業協同組合
 - ・ゆうちょ銀行・郵便局(長野県・新潟県に限る。)
- ※長野県・新潟県以外の郵便局で支払う場合は、別に専用の納付書が必要になります。
- ・コンビニエンスストア(納付の際は、納付書の注意事項を確認してください。)

口座振替制度へ加入を

町税などの納入は、納める手間が省けて、納め忘れない口座振替制度をお勧めします。口座振替の申し込みは、役場総務課収納推進係か、指定する金融機関窓口へ、届出印を持参し、振替日の2週間前までに手続きしてください。

督促状の送付

納期限を過ぎても納入されない場合は、20日以内に督促状が発送され、督促手数料が加算されます。さらに、納入されない場合は、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

税務証明・閲覧

役場総務課税務係で、税務関係の証明(所得証明、納税証明、評価証明、資産証明など)を交付しています。証明の交付には印鑑(シャチハタ以外)が、また本人と同居の親族以外の方が申請する場合には「委任状」が必要になります。

問 総務課税務係 ☎82-3111(内線143・144) 直通75-6206

国へ納める税金

毎月の給料から源泉徴収される「所得税」、遺産を相続したときに申告して納める「相続税」のほか、贈与税、消費税、印紙税、酒税、登記の際の登録免許税、車検のときに納める自動車重量税などがあります。

問 上田税務署 ☎0268-22-1234

県へ納める税金

町民税とあわせて町へ納め、町が県へ納入する「県民税」、事業を営む個人・法人が納める「事業税」のほか、不動産取得税、自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)などがあります。

問 総合県税事務所 ☎026-233-5151

●電子申告・納税システム[e-Tax]

公的個人認証サービスによる電子証明書を利用した国税電子申告・納税システム[e-Tax(イータックス)]が利用できます。

あらかじめ登録をすれば、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署に何度も出かける必要がなくなります。

e-Taxを利用するには、マイナンバーカードのほかに、ICカードリーダライタや、税務署への届出が必要となりますので、詳しくはe-TAXホームページをご覧ください。

問 国税庁[e-Tax]ヘルプデスク

☎0570-01-5901

e-Tax ホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp



くらしを支える税金





上下水道・浄化槽・し尿の処理

》上水道(県営水道)について

町内の上水道は、長野県企業局上田水道管理事務所が管理しています(井戸など自家水をご利用の場合を除く)。水道を新たに引きたい場合や、水が出ない・赤水が出るなど水道に異常のあるとき、または引越などで水道を使用開始・休止するなどのご連絡は、下記までお願いします。

問 ◎水道使用の開始・休止・料金について
(株)ジェネッツ(水道料金徴収業務受託者)
☎0120-971-124、0268-29-0810
◎そのほか水道全般について
長野県企業局上田水道管理事務所
☎0268-22-2110

》下水道の使用開始・休止・料金

下水道の使用開始・休止の手続きは、下水道係へお願いします。下水道料金は、汚水の処理費や下水道管の補修、清掃などの維持管理の費用の一部として、使用者の皆さんから納めていただくものです。

◎下水道使用料(2か月単位・消費税別)

▶基本使用料 20㎡まで	2,800円
▶超過使用料(1㎡につき)	
・20㎡を超え～60㎡まで	155円
・60㎡を超え～100㎡まで	160円
・100㎡を超え～200㎡まで	165円
・200㎡を超え～600㎡まで	170円
・600㎡を超えるもの	175円

》公共下水道へ接続を

下水道が使えるようになったら、排水設備を設置し、公共下水道に接続しましょう。雑排水(台所・風呂場など)は1年以内、トイレは3年以内の水洗化が義務づけられています。

》工事は指定工事店で

排水設備・水洗化の工事は、町が指定した「下水道排水設備指定工事店」でなければなりませんので、下水道係までお問い合わせください。

》融資あっせん・利子補給制度

宅内排水設備工事の費用についての融資あっせん及び利子補給制度があります。

◎融資あっせん額

一世帯20万円以上100万円以下(ただし、排水設備工事に要した費用内)

◎融資の利率及び利子補給

①融資の利率には保証料を含み、借入年度で利率が固定されます。

②融資利率の2分の1相当額を補給(最高2.5%を限度)

◎償還方法

5年60回以内の元利均等月賦償還

》下水道受益者負担金制度

下水道の整備により利益を受ける方(下水道の供用が開始された区域内に土地を所有している方または借地権や地上権を有している方)に下水道建設費の一部をご負担いただき、整備促進を図るための財源として役立てる制度です。

◎負担金の額

ひとつの敷地(土地の筆が複数でも道や水路などで分断されておらず、一つの区画を形成している一団の土地)について、一律にご負担いただく均等割(193,000円)と面積割(1㎡につき350円)の合算となります。

◎負担金の支払方法

負担金は5年に分割し、さらに1年を4回に分けての20回分割払いです。各年度の納期は8月・10月・12月・翌年2月となります。

◎負担金の前納には報奨金を交付

負担金は前納することができます。前納すると最大で11%の報奨金が交付され、大変お得です。

広告

水まわりのリフォーム
給水給湯設備工事
宅内排水設備工事

豊かな生活環境を創る

双葉設備株式会社

0268-82-3827

坂城町大字上平2377-68
www.futaba-setsubi.co.jp



住宅設備から工場・公共工事まで
上下水道工事、配管資材販売
水まわりのリフォーム・漏水調査及び修繕
給排水・エアー・蒸気等工場配管
給水装置新設・改造・修繕

有限会社 中沢商店

坂城町坂城6392
TEL 0268-82-2220
FAX 0268-82-2429
E-mail kuo@valley.ne.jp

長野県営水道指定
給水装置工事事業者

公共下水道指定工事店

有限会社

第一水処理

代表取締役 三橋 和雄

坂城町大字中之条1592

☎ 0268(82)8881
FAX 0268(82)8882



》合併処理浄化槽設置整備事業の補助金

公共下水道の計画区域外において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合は補助対象となりますので、下水道係へご相談ください。

問 建設課下水道係 ☎82-3111(内線170・179)
直通75-6208

》し尿のくみ取り

し尿のくみ取りは、町の許可を得た業者が従量制料金により、収集を行っています。申し込みは、直接業者に連絡をしてください。特に、お盆、年末年始などで数日間休業となる場合は、広報紙などでお知らせしますので、休日を確認して早めに申し込んでください。

◎料 金 18Lにつき128円

◎付加料金

- ・収集車と便槽の距離が40m～60mの場合…145円
- ・収集車と便槽の距離が60mを超える場合…292円

◎清掃業者

株式会社アクティブ ☎82-3675

》家庭雑排水浄化槽の設置と維持管理

河川などの水質汚濁防止のため、家庭などからの排水は、公共下水道への接続や浄化槽の設置が義務付けられています。簡易浄化槽である家庭雑排水浄化槽を設置した場合は、「雑排水浄化施設設置届出書」を住民環境課に提出してください。汚泥抜き取りの申込みは直接業者へしてください。

◎汚泥抜き取り料金(1基につき)

- ・100L未満の浄化槽…1,560円
- ・100L～150L未満…1,780円
- ・150L～200L未満…1,980円
- ・200L～250L未満…2,200円
- ・250L以上…2,200円+50Lごとに310円

◎清掃業者

株式会社アスター ☎026-273-2610

問 住民環境課環境保全係 ☎82-3111(内線125)
直通75-6204

広 告

・給排水衛生設備・空調設備
・浄化槽工事・下水道宅内配管



⑧ 総合設備 マルトミ

坂城町大字網掛 900-94
TEL 0268-82-7178

水道・空調工事のプロフェッショナル
県営水道指定工事店
上田市・坂城町・千曲市下水道指定工事店

**建築土木設計施工工事
建築リフォーム工事
上下水道工事
冷暖房設備工事
各種設備施工工事
エアコン工事**

長野県知事登録(般-26)第17545号

有限会社 塩野管工
代表取締役 塩野勝正
坂城町大字上平2291-146
TEL (0268) 82-4710
FAX (0268) 75-0774
E-mail: shiono.k@ued.janis.or.jp

**水まわりのリフォーム、
下水道工事は、
信用と実績の当社に
お任せください。**

(有)小出設備工業所
坂城町大字上平1389-1
TEL 82-2576

長野県営水道給水工事指定店
上田市営・千曲市営水道給水工事指定店
下水道排水設備工事指定店
(坂城町・上田市・千曲市)
浄化槽設置工事

**株式会社
山城工務店**
代表 山城 智
埴科郡坂城町上五明1020-2
Tel: 0268-82-4866
mail: yamasirokoumuten@amail.plala.or.jp

**お客様第一で安心価格。
水洗化で快適生活。**



給水・給湯・下水道など、
水廻りのことならどの様な事でも
お気軽にご相談ください。
誠心誠意対応させていただきます。

(有)宮下設備
坂城町大字南条1792-1
電話 0268(82)5545
e-mail: kie62ayumy@yahoo.co.jp

**トーフ商事株式会社
有限会社 長野プラントセンター**

営業品目

- 排水処理槽の製造・販売・施工
(浄化槽、グリストラップ)
- 排水処理槽の保守点検・改修工事
- 下水道切替工事

本 社 坂城町上平1001
営業所 上田市下塩尻117-2
**TEL 0268-23-2552
FAX 0268-23-2573**



上下水道・浄化槽・し尿の処理



ごみの出し方・犬を飼うとき・生活

可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集日

詳細は、毎年3月に全戸配布する「ごみ・資源物収集計画表」をご覧ください。分別については冊子「ごみの出し方」をご覧ください。

地区	燃えるごみ	プラスチック 製容器包装	紙類・布類	びん・缶 ペットボトル 有害ごみ	燃えないごみ
鼠・新地・金井	月・木	火	第1～第4火	第2金	第4金
町横尾・入横尾・泉・中之条	月・木	火	第1～第4火	第1金	第3金
四ツ屋・戌久保・北日名	火・金	水	第1～第4水	第2月	第4月
御所沢・田町・横町・立町・込山・日名沢・大宮	火・金	水	第1～第4水	第1月	第3月
南日名	火・金	火	第1～第4火	第2月	第4月
旭ヶ丘・坂端・苅屋原・上五明	火・金	木	第1～第4木	第1水	第3水
新町	火・金	水	第1～第4水	第1水	第3水
網掛・小網	月・木	火	第1～第4火	第2水	第4水
上平	火・金	木 第5週の収集は無し	第1～第4木	第2水	第4水
月見	火・金	木	第1～第4木	第2水	第2水

※ごみ、資源物を出す場所、時間については、お住まいの地区の区長に必ず確認をしてください。

※祝日などにより収集が休みや振替となる場合がありますので「ごみ・資源物収集計画表」で必ず確認してください。

ごみの指定袋

燃えるごみと燃えないごみは、町の指定袋に入れ、氏名を記入して収集所に出してください。指定袋に氏名の記入がないものや指定以外のごみが混入されているものは収集されません。

◎指定袋販売所

役場住民環境課窓口	坂城町地域活動支援センター (開成共同作業所)	坂城町社会福祉協議会 (夢の湯)	さかき地場産直売所「あいさい」
午前8時30分～午後5時15分 定休：土曜、日曜、祝日、年末年始 ※手数料納付済シールの販売所	午前8時30分～午後5時 定休：土曜、日曜、祝日、年末年始 ※手数料納付済シールの販売所	土・日曜、祝日のみの販売 午前8時30分～午後5時 定休：月曜～金曜日、年末年始 ※手数料納付済シールの販売所	午前8時30分～午後5時 定休：年末年始 ※手数料納付済シールの販売所

鐵のほそ道(横町)(鉄の展示館向かい)	(有)大橋商店(昭和通り)	セブン-イレブン坂城中之条店
風ととくべえ(横町)(けやき横丁内)	(有)丸長(日名沢)	(株)とみや(中之条)
坂城食糧販売企業組合(横町)	セブン-イレブン坂城苅屋原店	びんぐし湯さん館(網掛)
セブン-イレブン坂城四ツ屋店	坂城町勤労者総合福祉センター(金井)	福多屋(網掛)
双報シェアリング(株)(立町)	テクノハート坂城協同組合(金井)	A・コープびんぐし店(上五明)
サンルイス ハヤシ(田町)	セブン-イレブン坂城南条店(金井)	セブン-イレブン坂城村上店(上五明)
ひらせいホームセンター坂城店(田町)	ベシア薬品坂城店(鼠)	ローソン坂城村上店(上五明)
ファミリーマート信州坂城店(御所沢)	ファミリーマートテクノ坂城工業団地前店(金井)	アメリカンドラッグ坂城びんぐし店(上五明)

広 告

一般家庭ゴミ 家電・粗大ゴミ 引越ゴミ
非鉄金属・鉄スクラップ買取



有限会社 田中商店

ごみ処分のことならなんでも
ご相談下さい！

TEL026-275-3815

■千曲市大字磯部新戸倉1113-7
■坂城町中之条2561-1

株式会社 アスター
ASTAR

ゴミの処分にお困りなら当社へ！
1袋からでも回収します。



ゴミ処理・建物解体
引越・遺品整理

本 社 ☎026-273-2610

千曲市大字八幡1580-1



◎指定袋料金

可燃物専用袋(大):1組10枚入 400円、可燃物専用袋(中):1組10枚入 350円、不燃物専用袋:1組10枚入 400円

◎旧指定袋の取扱いについて

旧指定袋を使用する場合は『手数料納付済シール(1枚20円)』を購入していただき、袋に貼ってから使用してください。シールは可燃・不燃とも共通です。シールの貼られていない旧指定袋は収集されませんのでご注意ください。

》粗大ごみの収集とサンデーリサイクル

粗大ごみは、収集所へは出せません。毎月第1・第3日曜日に実施する粗大ごみ回収に出してください。回収の日時、場所などについては広報紙、ごみ・資源物収集計画表で確認してください。また、家電リサイクル法に関わる家電4品目(エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、別途リサイクル料金がかかります。粗大ごみ回収の際に出すか、町内の家電小売店へご相談ください。なお、粗大ごみなどの回収はすべて有料です。粗大ごみの回収に合わせて、ビン・缶・ペットボトル・紙類・布類・プラスチック製容器包装・有害ごみの収集を行う「サンデーリサイクル」を実施しています。あわせて、使用済小型家電の収集も実施しています。

》資源物(紙類)リサイクルボックス

資源物(紙類)の分別を促進するため、いつでも出すことができるよう、役場南駐車場にリサイクルボックスを設置しました。通年(365日)午前8時30分から午後5時まで利用できます。

》資源物回収奨励金交付制度

ごみの分別と再資源化を図るため、PTA、育成会などの登録団体が行う資源物の回収に対して、奨励金を交付しています。

奨励金は、紙類、金属類、古布など1kg当たり2円、びんは50本単位で50円を交付しています。

》生ごみ処理機及び堆肥化容器購入補助制度

生ごみを減量化・堆肥化するために、生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入に対して補助金を交付します。個人で処理機などを購入された場合、購入額の2分の1、最高5万円を補助します。購入された場合は、領収書(レシートは不可)及び写真2枚を添付のうえ、補助金の交付申請をしてください。申請書は住民環境課にあります。

》野外焼却について

野外焼却は、法律で原則禁止されています。例外的に認められているものもありますが、焼却の際は時間、場所、風向きなどに注意し、近隣とのトラブルにならないようにしてください。

◎具体的な例外

庭木の剪定枝・落ち葉・田畑の草などの焼却、どんど焼きなどの行事、河川敷の草焼きなど。

》空地・空家等の管理

空地・空家等を長期にわたり放置すると、草木の繁茂による害虫の発生や、枝などが道路にはみ出して通行の障害となったり、枯れ草等が火災の一因となる恐れもあります。また、ごみの不法投棄場所になるなど、防犯・防災・景観等への影響が考えられます。投棄されたごみは、所有者・管理者の責任において処分することになりますので、空地・空家等は適切に管理してください。

》犬を飼うとき

犬を飼うときは、犬の登録と生後91日以上すべての犬に年1回の狂犬病予防注射が法律により義務付けられています。これらの手続きの済んでいない飼い主は20万円以下の罰金に処せられることがありますので必ず実施してください。室内犬であっても同様です。

また、犬の鳴き声、放し飼い、フンの不始末などの苦情が増えています。ペットを飼う時はマナーを守りましょう。



ごみの出し方・犬を飼うとき・生活

広 告

地球にやさしい環境作りを目指す！
千曲資源リサイクル事業協同組合
リサイクル券の取扱・発券
不要品引取・持ち込み出張OK
廃家電収集運搬
ゴミ処理のエキスパート集団！
10社で構成されたエキスパートが長野・千曲・坂城町管内をサポートいたします。一般・産業廃棄物・家庭粗大ゴミ、古紙等ご相談下さい！
千曲市大字屋代2384-1
TEL (026) 273-8813
FAX (026) 273-8814
エコアクション21
認証・登録番号 0006943

一般・産業廃棄物収集運搬
何でも片付けます
建設・緑地管理・解体工事
県道木くずチップ処分
田中開発(有)
長野県許可番号 2006127108号
SAKAKI TOWN 指令17-47-23号
坂城町大字網掛458
お気軽にどうぞ！
☎0268-82-4146
☎090-3333-0560



犬の予防注射

予防注射は、動物病院などで受けるが、4月、5月に町で各地区を巡回して実施する集合注射のときに受けてください。この際に犬の新規登録もできます。集合注射の日程などは住民環境課からのハガキによる通知(犬の登録が済んでいる場合)や、広報紙での確認、または住民環境課にお問い合わせください。

集合注射の際の登録手数料など

登録手数料(初回のみ)	注射料金(年1回)	注射済票交付手数料
3,000円	2,950円	550円

犬が死亡したときなど

犬が死亡したとき、犬の飼い主や所在地が変わったときは、「犬の死亡届」や「犬の登録事項の変更届」を提出してください。この際の手料は無料です。

問 住民環境課環境保全係 ☎82-3111(内線125) 直通75-6204

消費生活相談

訪問販売によるトラブル、架空請求、振り込み詐欺など、悪質な商取引方法が数多く見られます。「クーリング・オフ制度」による契約解除をはじめ、県消費生活センターと連携して、消費者の皆さんからの相談に応じています。なお、県消費生活センターでは、多額の債務を抱き込む「多重債務」、ヤミ金業者とのトラブルの相談など、弁護士会・司法書士会の専門家の支援を受けて相談窓口を設置しています。ひとりで悩まず、早めにご相談ください。

◎長野消費生活センター ☎026-223-6777

◎上田消費生活センター ☎0268-27-8517

東北信市町村交通災害共済制度

交通災害共済制度は、交通災害を受けた会員に見舞金支給される制度です。

年間1人400円(中学生までは200円)の掛金で、2万円から160万円の見舞金を受けられます。(見舞金の支給額は、災害の程度によって区分されています。)

申込みは、毎年2月頃にお住まいの区の組合長(班長)さんを通じて申込の取りまとめを行います。また、住民

環境課窓口で直接申し込むこともできます。

会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までで、4月以降の途中加入もできますが、この場合は申込日の翌日から会員となります。

防犯

◎防犯対策チェックポイント

空き巣は無施錠の窓、2階のベランダ、勝手口からだけでなく、かかっているカギをこじあけて侵入することもあります。次の点に注意しましょう。

◆空き巣などの被害防止

- ☐ 玄関口のカギは施錠されていますか？
…玄関ドアにはドアコープ、ドアチェーンを！
- ☐ 勝手口のカギは施錠されていますか？
- ☐ 2階の窓にもカギは施錠されていますか？
- ☐ 凶器となるようなものを放置していませんか？
- ☐ 踏み台となるようなものが窓の下にありませんか？
…窓には外から手が届かない所に補助錠を！

◆乗り物盗難被害防止

- ☐ ドアはロックしてありますか？
- ☐ 窓ガラスは開いていませんか？
- ☐ 車の中に貴重品を置いていませんか？
- ☐ バイク・自転車のカギは抜いてありますか？
- ☐ 自転車の防犯登録をしておりますか？

【不審者(車)の情報が防犯につながることもあります】

見かけたらメモして警察に連絡を！

携帯電話での緊急通報(110番)

携帯電話から緊急通報する場合、位置情報が十分確認できるよう、住所や目印となる目標物を伝えるようにしてください。

◎町内から携帯電話で緊急通報した場合

110番…長野県警察本部(長野県庁内)につながります。

◆警察署

千曲警察署 ☎026-272-0110

坂城町交番 ☎82-2008

問 住民環境課生活安全係 ☎82-3111(内線124) 直通75-6204

広告

鈴木英二法律事務所

弁護士 鈴木英二
(長野県弁護士会所属)

こんな時、まずはご相談ください。

- ・ 刑事事件 ・ 相続 ・ 遺言
- ・ 債務整理 ・ 一般民事まで

坂城町上五明 767 番地

TEL 0268-71-5761

FAX 0268-71-5762

鈴木英二法律事務所

検索



生涯学習・スポーツ・施設使用・施設案内

生涯学習

町民の皆さんのゆとりと生きがいのある充実した人生を願い、さかきふれあい大学を柱とした生涯学習に関わる各種講座などを開講しています。詳しくは毎年発行している生涯学習情報「まなびの玉手箱」及び「後期カレンダー」をご覧ください。

施設の利用

◎使用時間 午前9時～午後10時(体育施設は午後9時まで)

◎受付 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

◎休館 12月28日～1月4日(その他必要に応じて貸し出しできない場合があります。)

※使用料は減免される場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

施設の使用料及び照明料・照明料

施設	使用料(1時間)	照明料(1時間)
グラウンド:野球場 1面	730円	3,140円
文化センター	【平日】 2,090円	940円
	【土日祝日】 2,610円	
大会議室	830円	—
中会議室	410円	—
和室	210円	—
相談室	210円	—
クラブ室1	210円	—
クラブ室2	160円	—
武道館	【平日】 830円	520円
	【土日祝日】 1,040円	
坂城町運動公園	野球場	730円
	運動場	520円
鼠橋運動公園	マレットゴルフ場 2コース36ホール	—
	運動場	520円
学校施設開放	村上小学校グラウンド	1,880円
	南条小・坂城小・坂城中 学校グラウンド	—
	各小中学校体育館	420円
文化の館	第1研修室	210円
	第2研修室	160円
	茶室	160円
	野だて場	100円
	展示室	360円

問 文化センター(教育文化課生涯学習係) ☎82-2069

◎受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分

◎所在地 大字中之条2468

公園施設

健康維持や地域福祉の増進を図り、自然と親しめるやすらぎの時間を提供するため、びんぐしの里公園と和平公園の施設の貸し出しをしています。

◎利用時間 午前9時～午後9時(和平公園を除く)

◎受付 午前8時30分～午後5時

びんぐしの里公園 施設使用料 用具使用料

テニスコート場 (4面)	1面1時間 につき	一般	620円
		中学生以下	310円
		夜間照明施設利用	410円
屋内 ゲートボール場	4時間 につき	専用する場合	2,090円
		夜間照明施設利用	1,040円
野外ステージ	1時間	—	810円
テニス用具	1回 につき	一般	200円
		中学生以下	100円

◎所在地 大字網掛3000

和平公園

施設使用料			
山の家	大人1人 (高校生以上)	1泊	210円
		日帰り	100円
	小人1人 (小・中学生)	1泊	160円
		日帰り	50円
バンガロー (1棟)	1泊		3,140円
	日帰り		1,570円

※利用期間 5月1日から10月31日

◎所在地 大字坂城4210-92

問 都市公園管理センター(びんぐしの里公園内)
☎82-0234

広 告



Takeuchi

MADE IN JAPAN
MADE IN NAGANO

世界初から 世界の**Takeuchi**へ

株式会社 竹内製作所

代表取締役社長 竹内 敏也

埴科郡坂城町上平205 TEL 0268-81-1100
http://www.takeuchi-mfg.co.jp/ FAX 0268-81-1127

》町立図書館

- ◎開館時間 午前10時～午後6時
7・8月 午前9時30分～午後7時(火～金)
午前9時30分～午後6時(土・日)
- ◎休館日 月曜日、12月29日～1月3日、蔵書点検期間(9月から10月のおおむね6日間)
- ◎蔵書数 約120,000冊
- ◎所在地 大字中之条2425-1

》格致学校歴史民俗資料館

- ◎開館時間 午前10時～午後4時
- ◎所在地 大字中之条2426-1
- ※見学の申込は隣接する町立図書館へお願いします。
(図書館の休館日は見学できません。)

問 坂城町立図書館 ☎82-3371

》鉄の展示館

人間国宝「故宮入行平刀匠」の作品をはじめ、日本刀関連の各種企画展を行っています。
開館時間、休館日、入館料など、詳しくは12ページをご覧ください。

》中心市街地コミュニティセンター

鉄の展示館隣接の多目的ホールで、集会・コンサートなどにご利用いただけます。

- ◎利用時間 午前9時～午後9時
- ◎所在地 大字坂城6313-2

問 鉄の展示館 ☎82-1128

》坂木宿 ふるさと歴史館

郷土の名将「村上義清」をはじめ中世信濃の名族「村上氏」関係資料、北国街道坂木宿の関係資料のほか、和算関連資料、民具など、町内の中世～近世の資料を展示しています。

開館時間、休館日、入館料など、詳しくは12ページをご覧ください。

問 坂木宿 ふるさと歴史館 ☎82-4193

》文化財センター

町内遺跡出土の土器の展示、収蔵古文書の公開を行っています。

開館時間、休館日、入館料など、詳しくは13ページをご覧ください。

問 文化財センター ☎82-1109

》食育・学校給食センター

給食調理設備だけでなく、地域の「食育」推進を目的に見学・研修のための機能も備えています。

◎所在地 大字中之条2300

問 食育・学校給食センター ☎82-2559

》びんぐし湯さん館

びんぐし山に抱かれた、絶景のパノラマが広がるロケーションの日帰り温泉施設です。

営業時間、定休日、入館料など、詳しくは11ページをご覧ください。

問 びんぐし湯さん館 ☎81-7000

》駅前駐車場・駐輪場

坂城駅・テクノさかき駅前の月極め駐車場・屋根付き駐輪場の利用については、それぞれ下記へお問い合わせください。

なお、屋根付き駐輪場の利用については、毎年3月下旬に年間の利用登録手続きを行います。年度途中でも手続きができます。

- 問 ・月極め駐車場について 坂城町土地開発公社(役場内)
☎82-3111(内線261)
直通75-6212
- ・屋根付き駐輪場について 建設課都市・公園係
☎82-3111(内線178)
直通75-6208

》隣保館

福祉の向上と人権啓発の拠点として、生活上の相談事業や人権問題の解決を図る開かれたコミュニティセンターとして、各種事業を推進しています。

◎所在地 大字坂城10140-2

問 隣保館 ☎82-6603

》葛尾組合

ごみ処理、葬祭、霊園業務を行っています。
【可燃ごみのごみ処理施設への直接搬入】

- ◎受入時間 午前8時30分～午後4時30分
- ◎休業日 土日祝日・年末年始

令和3年春からは、長野広域連合の新施設においてごみの受入れを行う予定です。

【葬祭施設の利用】

- ◎業務時間 午前8時30分～午後5時15分
- ◎休業日 1月1日のみ(12月29日～31日、1月2日～3日は午後休業)
- ◎所在地 大字中之条1850
- 問 葛尾組合 ☎82-2349



土地・住宅・道路

都市計画法開発行為の許可

無秩序な開発による災害の防止や環境の保全、都市的機能の確保のため、建築物などの建設を目的とした一定規模以上の土地の造成・形質変更を行う場合は、県知事の許可が必要です。

◎区域面積 3,000㎡以上

都市計画施設区域内の建築許可と制限

都市計画事業を円滑に進めるため、都市計画道路(街路)の計画線内において、建築行為(一部の建築物を除く)を行う場合は許可が必要です。

風致地区内における建築等の許可と制限

残して活かしたい自然景観・環境を守るため、建築物や工作物の建設、景観などの維持に影響を及ぼす行為を行う場合は許可が必要です。

問 建設課都市・公園係 ☎82-3111(内線178)
直通75-6208

建築物の新築・増築

- ①都市計画区域内では、建築物を新築・増改築する際に確認申請書の提出が必要です。
- ②都市計画区域外でも、木造の建物で3階又は延べ面積500㎡を超えるものや、木造以外の建物で2階又は延べ面積200㎡を超えるものについては確認申請が必要です。

建築物と道路の関係

- ①建築物の敷地は幅4m以上の道路に間口2m以上接しなければなりません。
- ②道路幅が1.8m以上4m未満の場合は、道路の中心から2m(片側が崖地、河川、線路敷地などの場合は崖地などの側から4m)後退して建築しなければなりません。
- ③敷地が道路に接しているかどうかは、建築確認にかかわる証明願(道路証明願)により町が証明をします。

境界立会い

土地造成や、建築物・工作物を建てるなど、町が管理している道路や水路との境界を確認する場合は、境界を確定するために土地家屋調査士などを通じて立会い申請が必要です。

◎立会い日 毎週火・木曜日

町営住宅への入居

坂城町では、町内へ移住を希望する若者・子育て世帯や単身の方などへ、町営住宅を用意していますのでご利用ください。

◎旭ヶ丘ハイツ

- ・場所 大字坂城6256(坂城小学校北側)
- ・月額家賃 1DK(3万円)、3DK(5万円)
- ・駐車場 1台につき1か月2千円

◎中之条団地

- ・場所 大字中之条2164-1(文化センター東側)
- ・月額家賃 1DK(3万円)、2LDK(4万5千円)、3DK(5万円)、3LDK(6万円)
- ・駐車場 1台につき1か月2千円

▶入居申込み(旭ヶ丘ハイツ、中之条団地共通要件)

- ①所得制限 月額所得15万8千円以上48万7千円以下
- ②連帯保証人又は保証会社

町内在住で不動産を所有する方2名の連帯保証人を用意できる方、または、町が指定する保証会社と保証契約を締結できる方(保証会社をご利用の場合には、別途保証料金が必要となります。)

③必要書類

入居申込書、誓約書、住民票謄本、所得証明、納税証明、その他必要に応じた証明書など

④敷金 月額家賃の3か月分

※詳しくは、お問い合わせください。



広 告

企画・設計・監理

一級建築士事務所
荒城建築設計事務所
代表 荒城善明

住宅・商業施設・工場・福祉施設 等
お気軽にご相談ください。

坂城町大字中之条982-3
☎・FAX 0268-82-2842



土地・住宅・道路



公営住宅法に基づく一般公営住宅も下記のとおり用意していますのでご利用ください。

◎横尾団地

- ・場所 大字南条4630(南条 泉区内)
- ・月額家賃 3DK(1万6千円から6万6千円)
※毎年の世帯合算の所得により変動します。

▶入居要件については、次に定めることのほか、公営住宅法及び坂城町営住宅等管理条例によりますので、詳細については下記までお問い合わせください。

- ・所得制限 月額所得の合計が15万8千円以下
- ・同居する親族がある方(単身で入居の際は条件がありますのでお問い合わせください。)
- ・町内在住で不動産を所有する方2名の連帯保証人を用意できる方

問 建設課管理係 ☎82-3111(内線176)
直通75-6208

県営住宅への入居

県営住宅への入居を希望する場合には、募集状況・詳しい手続きについて長野県住宅供給公社にお問い合わせください。

問 長野県住宅供給公社 住宅管理部 ☎026-227-2322

住宅用スマートエネルギー設備導入

町では、再生可能エネルギーの積極的な活用と環境にやさしいまちづくりを進めるため、一般住宅へのスマートエネルギー設備の設置補助を行っています。

◎補助金

- ①住宅用太陽光発電システム
1kw当たり15,000円(上限75,000円)
- ②家庭用リチウムイオン蓄電池システム
システム設置費用の3分の1以内(上限200,000円)
- ③家庭用燃料電池システム
システム設置費用の3分の1以内(上限75,000円)
- ④家庭用エネルギー管理システム(HEMS)
システム設置費用の3分の1以内(上限50,000円)

問 企画政策課企画調整係 ☎82-3111(内線224)
直通75-6211

住宅地分譲

坂城町土地開発公社では、定住促進の一環として住宅地の分譲を行っています。

◎分譲地定住促進等助成制度

- ①分譲地紹介謝礼金 1件10万円
紹介を受けた方が公社分譲地を購入すると、紹介者に謝礼金として10万円が贈られます。
- ②びんぐし湯さん館年間利用券 7万4千円相当
公社分譲地を購入すると、「びんぐし湯さん館」の年間利用券2名分(7万4千円相当)が贈られます。
- ③転入促進助成金 1件30万円
公社分譲地に町外から転入し、1年以上居住された世帯に30万円が助成されます。
- ④子育て支援助成金 未成年者1人20万円
公社分譲地に転居された世帯で、転居時に未成年の方がいる場合は、未成年者1人当たり20万円が助成されます。

⑤固定資産税助成金 初年度の税金を助成

取得された公社分譲地と住宅の初年度の固定資産税相当額が助成されます。

問 坂城町土地開発公社(役場内) ☎82-3111(内線261)
直通75-6212

坂城町循環バス

町内で「北まわり便」と「南まわり便」の2便あり、日曜日・祝日・年末年始を除き、毎日運行しています。また、時間帯によっては、上田市の信州医療センターへ向かう「上田便」も運行しています。

運賃は一般(15歳以上65歳未満で中学生除く)が200円で、坂城から上田へ乗り入れる場合は400円です。他に、年齢や障がいをお持ちの方、運転免許証自主返納者など、条件によって減額されますので、詳しくはお問い合わせください。

問 建設課都市・公園係 ☎82-3111(内線178)
直通75-6208

道路通行制限

町道を工事などにより通行止めにするときは、5日前までに道路通行制限願を提出する必要があります。また、通行止め箇所が町循環バスの路線にあたる場合は事前協議が必要となりますので早めの連絡をお願いします。

◎添付書類

- ・工事現場附近見取図…3部
- ・位置図2500分の1程度(工事箇所・迂回路を図示)…3部
- ・工事現場における交通安全標示施設等の設置図…3部

道路等占用許可申請

町道や水路敷において、次のような工事などを行うときは、占用許可申請が必要です。

◎申請が必要なもの

- ・水道管・ガスパイプ・排水パイプなどを埋設して使用するとき
- ・宅地への出入、農耕車の出入りのため、橋などをかけるとき
- ・広告塔、看板などを設置するとき
- ・建築工事のため、一時的な使用をするとき

問 建設課管理係 ☎82-3111(内線175)
直通75-6208

遺跡(埋蔵文化財包蔵地)内における工事の届出

遺跡がある場所(埋蔵文化財包蔵地)で建築・土木工事などを行うときは、届出が必要です。

問 文化財センター ☎82-1109

商工業・農業の振興

】坂城テクノセンター

坂城テクノセンターは、企業の技術向上や新製品開発の支援、人材育成、試験・計測、企業間交流、情報提供などを行う技術支援センターです。

研修室や大研修室、コワーキングルーム、フリーのWi-Fi環境などを備えたエントランスロビーなどの施設は、一般の方も使用できます。

問 (公財) さかきテクノセンター ☎82-0001

】一般財団法人 更埴地域勤労者共済会

千曲市と坂城町で「一般財団法人更埴地域勤労者共済会」を設け、更埴地域内の中小企業の従業員・事業主を対象に福利厚生事業や共済金の給付などを行っています。

- ・入会金 1人100円 ・年会費 1人100円
- ・月会費 1人300円

◎事業の内容

①共済給付制度

死亡弔慰金、傷病見舞金、住宅災害見舞金、祝金、退職慰労金、人間ドック受診補助など

②厚生事業

健康講座及びスポーツ教室などの受講料補助、レクリエーション事業

③融資制度

住宅資金や生活資金など、低利な融資が受けられます。

問 (一財) 更埴地域勤労者共済会 ☎81-1234
(坂城勤労者総合福祉センター内)

】イトーヨーカドーあんしんお届け便

買い物にお困りの方・不便を感じている方をサポートするため、(株)イトーヨーカ堂と町の連携により、町内での移動販売を行っています。運行日程など詳しくはお問い合わせください。

問 イトーヨーカドー アリオ上田店 ☎0268-27-6611

】中小企業振興資金

中小企業の発展や経営安定を図るため、町内金融機関及び長野県信用保証協会と協力して行う融資制度です。

◎貸付対象

- ・町内に、工場・店舗・事務所・事業所を有する従業員100人以下で、1年以上同一事業を営む者(商業については従業員10人以下)
- ・町税の未納がない者

◎借入申込み

- ▶期限 毎月10日(緊急なものは除く)
- ▶書類 申込書、納税証明書、決算書、見積書、許認可書写し、信用保証委託契約書、印鑑証明書、保証料補給金交付申請書ほか

】創業支援施設「B.Iプラザさかき」

新規に創業する方や新分野へ進出しようとする企業を対象に、研究開発室の提供、入居者に対する技術や研究開発などの支援を行っています。

◎入居対象者

- ・製造業、ソフトウェア業などを創業しようとする方
- ・新分野への進出や新製品開発を行う既存企業
- ・新規創業して間もない企業または個人で、研究開発や新製品開発に意欲のある方

◎入居期間

原則5年間

◎利用料

研究開発室の利用料として、施設管理共益費(床面積により、30,000円～46,000円)と、各研究開発室で使用する電気・電話代などは自己負担

】商業支援施設「けやき横丁」

商業支援施設「けやき横丁」は、新規商業者の支援・育成施設です。新しく商業等の事業を始められる方が、参入しやすいよう環境を整えています。

◎入居対象者

- ・商業を新規に創業しようとする者
- ・創業間もない者で、商業運営に支援が必要な者

◎入居期間

原則5年間

◎利用料

テナントの利用料は、床面積により、ひと月40,000円～55,000円と、各テナントで使用する電気・水道及び下水道使用料などは自己負担

】坂城町商業店舗リフォーム(利活用)補助金

商業の活力と賑わいを創出し、町内の経済の活性化を図るため、商業店舗のためのリフォーム工事の費用の一部を補助します。

◎対象者

- ・町内で新たに商業店舗を出店する法人もしくは個人事業主
- ・既に町内にて商業を営む法人もしくは個人事業主

◎対象経費

- ・空家、空店舗、空倉庫などを商業店舗に供するための、リフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費
- ・既に町内にて創業している商業店舗のリフォーム工事に要する経費、並びに付帯施設の設置に要する経費

◎補助率

補助対象経費の3分の2以内(上限50万円)

◎施工業者

町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主

】坂城町クラウドファンディング活用支援補助金

町内で新商品や企業化、需要の開拓など、新たな事業の創出を促進し、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内でクラウドファンディングを活用して事業を行う創業者及び中小企業者を支援します。



◎対象経費

クラウドファンディングに係る匿名組合契約(※)の締結に要する費用のうち、金融商品取引業者に対して支払う組成手数料に相当する経費

※出資者(匿名組合員)が、特定の営業者の営業のために出資し、生じた利益の分配を受ける契約形態。

◎補助率

対象経費の10分の10以内(上限100万円)

◎対象者

クラウドファンディングを活用して事業を実施する者(事業所)で、町内に住所(事業所)を有していること

】コトづくりイノベーション補助金

これまでの「ものづくり」に、「創られたモノによって人や地域にどのような豊かさや価値が与えられるか」という視点を加えた新たな「コトづくり」への転換を推進し、町内に集積する様々な技術や知識を活かした新たな価値創造による新製品開発などを支援します。

◎対象者

【町内事業者】

町内に主たる事業所を有する事業者

【企業グループ】

- ・町内に主たる事務局を有し、町内事業者が半数以上を占めるグループまたは団体
- ・町内事業者を代表企業とし、中小企業者、大企業、大学、研究機関などの複数の企業が集まって構成するグループ

◎対象事業

- ・町内ニーズに対応した新製品開発などに取り組む事業
- ・町内資源を活用した新製品開発などに取り組む事業

◎補助率

補助対象経費の2分の1以内(上限100万円)

問 商工農林課商工観光係 ☎82-3111(内線153・154)
直通75-6207

】アグリサポート事業

坂城町農業支援センターでは、農家の農繁期に、ぶどうの房こき・摘粒や、りんごの花摘み・収穫作業など、農作業のお手伝いをする「アグリサポート事業」を実施しています。

この事業は、農作業のお手伝いを希望する方がアグリサポーターとして登録いただき、農家の作業依頼に応じて農作業をお手伝いいただき、報酬をお支払いするものです。

◎アグリサポーター募集

アグリサポーターの募集(登録・入会)は、随時受け付けています。個人でもグループでも、町外に住んでいる方でも登録できます。農作業が初めての方でも、JAなどの技術員が指導します。



】アグリセミナー

JAながの、町、長野農業改良普及センターでは、「定年退職後は農業をやってみたい」「農業で一定の収入を得たい」といった方々を対象に、アグリセミナーを開催しています。

◎コース 野菜、果樹、花きの3コース(重複受講も可能)

※このほか、トルコギキョウ、アスパラガスに品目を限定したセミナーもあります。

◎研修期間 2年(4月～3月)

◎研修日 原則として、毎月1回(平日)

◎研修内容

- ・基礎講座(土壌と肥料、農業機械の取扱いなど)
- ・実技講座(土作り、播種、定植、除草、剪定、収穫、施設見学など)

◎受講料 無料。ただし、実技・見学などに係る費用の一部は実費負担



農業関係制度資金

農業用機械の導入や経営規模の拡大など、農家や農業団体の発展や経営安定を図るため、県、町、JA等の金融機関の協力によって行う融資制度です。

農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、農業改良資金、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)など、目的や事業内容に応じて様々な融資制度があります。

農機具貸出し制度

坂城町農業支援センターでは、農機具の貸し出しを実施しています。農機具を持ち合わせていない方、農地が荒れていて整地したい方など、ご利用ください。

貸出農機具

- ・乗用トラクター大型…実動1時間当たり1,000円
 - ・歩行式マルチャー、じゃがいも掘り取り機、播種器、乗用草刈機…実動1時間当たり500円
- ※このほか、燃料代は自己負担(燃料満タンで返却)のほか、農機具を破損した場合は実費負担となります。

農業次世代人材投資事業

意欲ある青年就農者の農業経営の基盤を支援するため、対象となる新規就農者に交付金制度を実施しています。就農希望者の農業技術及び経営ノウハウ習得のため、就農前の研修を後押しする資金(準備型(2年以内))と就農直後の経営確立を支援する資金(経営開始型(5年以内))を交付しています。

準備型(研修期間中)

県が定める研修機関(県農業大学校など)で研修を受ける就農予定者の年齢が50歳未満の就農希望者に年間最大150万円が最長2年間交付されます。(申請窓口は長野県)

経営開始型(農業経営開始後5年以内)

就農時の年齢が、原則50歳未満の独立・自営の就農希望者であり、農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間最大150万円を交付します。
※対象となるためには、一定の要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

荒廃農地等再生利用補助金

荒廃農地や農地の利用度が低い農地などを有効に活用していただき、再び農業生産のために利用できるように再生するため、除草、伐採、抜根、整地などの作業や肥料投入などの土壌改良の経費に対して、補助を実施しています。

再生作業

対象となるのは、500㎡以上の農地再生に掛かる経費(燃料費、重機借上料、賃金など)に対して、1/2又は10アール当り10万円のいずれか少ない金額を助成します。

土壌改良

上記の再生作業を行った農地で、地力を増進するための作物(クローバー、レング)や肥料などの経費に対して、1/2又は10アール当り5万円のいずれか少ない金額を助成します。
※事前に申請をしていただく必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

ビニールハウス資材購入補助

野菜や花きなどの安定した農産物の生産を振興するため、ビニールハウスの資材購入補助を実施しています。対象となるのは、販売を目的とした5万円以上の新規のビニールハウスの設置に掛かる経費(資材費)に対して、1/3(上限20万円)を補助します。(加温設備などの付帯設備や建築費は補助対象に含まれません。)
※事前に申請していただく必要がありますので、詳しくはお問い合わせください。

新規就農者の募集、認定資格の取得について

定年後に農業を始めたい、Uターンにより農業にチャレンジしたい方など、次世代を担う農業者を募集しています。

就農にあたっては、町・JA・県などが相談に応じますので、お問い合わせください。

また現在、農業を行っている方で、経営規模を増やしたい、農業機械の導入を進めるための資金を確保したいという場合には、「認定農業者」や「認定新規就農者」の資格取得をお勧めしています。

この資格取得によって、国、県、町の各種の農業関係の制度が活用可能となりますので、経営基盤の強化などをお考えの際は、ご相談ください。

広告

Creative Innovation
ALPS TOOL CO.,LTD.



当社は環境負荷の低い“ものづくり”を通じて
社会と産業の発展に貢献して参ります。

坂城町坂城10070 TEL 0268-82-2511(代)
<http://www.alpstool.com/>

各種専用機 省力化機器 搬送装置 金型他
設計・製作



**株式会社
テクニクオーファ**

坂城町上平 2501-2
TEL 0268-82-4599
FAX 0268-82-7825
e-mail:tec.ofar@janis.or.jp

**プラスチック成形各種
金型受注製作**



株式会社 相模屋

坂城町大字坂城 9912
TEL 0268-82-2345
FAX 0268-82-8021
HP:<http://www.sagamiya.biz/>

】さかきブランド事業補助金

地場産業の振興と地域の活性化を図るため、「さかきブランド商品」(以下、「ブランド商品」)として、町を広くPRできる地域資源を活用した商品の開発またはその販売に取り組む団体などを支援します。

◎対象者

ブランド商品の開発またはその販売に取り組む団体または事業者

◎対象事業

- (1)ブランド商品を開発し、商品化するための生産設備を整備拡充するための事業
- (2)ブランド商品の開発、商品化、または既存商品を改良し、新しく商品化するための事業
- (3)ブランド商品の販売を促進するための事業

◎補助率

補助対象経費の2分の1以内

【(1)(2)は上限20万円 (3)は上限5万円】

**問 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152)
直通75-6207**

】さかきファミリー農園

農業振興及び荒廃農地対策の一環として、ファミリー農園を町内5ヶ所で開設しています。家庭菜園ができる畑を探しているという方など、お気軽にご利用ください。

◎区画面積及び使用料 1区画50㎡ 2,700円(1年)

- ・岡の原農園 大字坂城5803-1
- ・栗田農園 大字坂城1875-1
- ・中之条農園 大字中之条1123-1
- ・金井農園 大字南条5235-1
- ・上五明農園 大字上五明817-1

◎契約期間 3年ごとの期間更新

**問 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線156)
直通75-6207**

】農業者年金 公的な積立年金で豊かな老後

◎以下の条件を満たす方はどなたでも加入できます。

- ・国民年金第1号被保険者
- ・60歳未満
- ・年間60日以上農業に従事

◎特徴とメリット

- ・少子高齢時代に強い、積立方式・確定拠出型です。
- ・保険料の額(2万円～6万7千円)は自由に決められ、加入・脱退も自由です。
- ・終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金があります。
- ・納めた保険料は全額所得税の社会保険料控除になり、受け取る年金も公的年金等控除の対象になるので節税できます。
- ・一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

】農地の売買・貸借・転用 無断は禁物

農地の売買、贈与、交換、貸借をする場合、また、農地を住宅、工場、駐車場、資材置場、太陽光発電設備、山林など、農地以外のものに転用する場合には、農業委員会又は県の許可が必要です。許可を受けずに農地を転用した場合は、農地法に違反し、罰則がありますのでご注意ください。

なお、農地には「農地区分」があり、目的や規模によって許可できない場合がありますので、農地転用をお考えの方は、事前にお問い合わせください。農振農用地内の農地を転用する場合は、通常より時間を要しますので、ご相談ください。

】安心な農地の貸借

◎農業経営基盤強化促進法による利用権設定

農地を貸したい方、農地を借りて経営規模の拡大をしたい方のために、解約の際の離作料や補償の問題を気にせず貸し借りできる制度があります。貸借の希望をお持ちでも借り手や適当な農地が見つからないという方には農地の紹介・あっせんも行っています。

**問 農業委員会 ☎82-3111(内線156)
直通75-6207**

】有害獣被害予防施設設置事業補助金

イノシシなどによる農作物の被害予防策として、田及び畑に被害予防施設(金網・トタン柵・電気柵等の防護柵)を設置しようとする農業者に対して補助を行っています。

◎補助対象経費 被害予防施設設置に係る資材購入費

◎補助率 補助対象経費の3分の1

】狩猟免許取得助成金

坂城町有害鳥獣駆除対策協議会では、近年増加している鳥獣による農作物などへの被害対策として、鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得に助成金を交付します。

◎狩猟免許の種類

- (1)網猟免許 (2)わな猟免許
- (3)第一種銃猟免許 (4)第二種銃猟免許

◎助成金の対象

- (1)狩猟免許試験受験手数料
- (2)狩猟免許取得講習会テキスト代

**問 商工農林課農林整備係 ☎82-3111(内線155)
直通75-6207**



情報公開・寄付・選挙

情報公開制度

町民の皆さんの行政への信頼と理解を深め、公正な町政を実現するために、情報公開制度を実施しています。

町の機関が保有する公文書について、個人情報など一部を除き、閲覧・写しの交付を請求することができます。

寄付募集をするには

町内で不特定多数の方から寄付の募集をするには、役場から交付された許可書を持参する必要があります。許可書を持たないで寄付を募りに来た人があっても応じないようにしましょう。また、許可書を持参しても、自分の意に沿わないのに強制されたときや、不審に感じたときは役場に連絡してください。

問 総務課総務係 ☎82-3111(内線212)
直通75-6210



明るく きれいで 正しい選挙

坂城町で投票できる方

下記の資格を有し、選挙人名簿に登録されている方です。

- ①日本国民であること
- ②満18歳以上であること
- ③坂城町で住民票が作成された(転入届を提出した)日から、引き続き3か月以上住所を有すること
- ④欠格事由に該当しないこと

投票

◎投票日の当日

投票時間は、午前7時から午後8時までです。指定された投票所へ入場券をお持ちください。

◎投票所入場券

各世帯へハガキでお届けします。個人ごとに切り離して投票所へお持ちください。入場券を紛失されても、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

◎期日前投票

投票日に、仕事や旅行などにより投票所に行くことができない方は、期日前投票をすることができます。

期日前投票をすることができる期間は、公示(告示)日の翌日から投票日の前日までです。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、役場1階ロビー期日前投票所で投票できます。

期間中は、土・日曜日及び祝日も投票できます。期日前投票にお出かけの際は、あらかじめ入場券の「宣誓書(兼請求書)」欄をご記入のうえお持ちください。

※宣誓書(兼請求書)は町ホームページからダウンロードしてご利用することもできます。

◎郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方(対象となる障害名や程度の指定あり)、介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、あらかじめ選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をすることで郵便等による投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

◎代理投票・点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない方に代わって、補助者が記入する制度です。また、目の不自由な方は、点字で投票することができます。ご希望の方は、当日、投票所で係員に申し出てください。

問 選挙管理委員会(総務課総務係内)
☎82-3111(内線214) 直通75-6210





町議会の仕組み

》みんなの声を町政に反映する議会

議会は、住民を代表する機関として、町政の基本方針を審議・決定する重要な役割を果たしています。

議員の定数は14人で、任期は4年です。

》定例会と臨時会

議会は年4回開かれる「定例会」(3月、6月、9月、12月)と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

》本会議

議場で審議する会議で、町の事業全般について理事者の考え方を聞く一般質問をはじめ、議案の審議が行われています。

》委員会

委員会は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。委員会は、本会議で詳しく審議や調査ができない事項について調査・審査を行います。

◎常任委員会

次の2つの常任委員会を設け、それぞれ所管の事務の調査や議案の審査をします。

▶総務産業常任委員会

総務課、企画政策課、商工農林課、建設課、会計室、議会事務局の事項を担当しています。

▶社会文教常任委員会

住民環境課、福祉健康課、教育委員会の事項を担当しています。

◎議会運営委員会

議会の運営に関する事項や、議長の諮問に関する事項の調査・審査をします。

◎特別委員会

特定の事項について調査・審査するときに設けます。

》請願・陳情

町民の皆さんが、町政に対する意見や要望について議会に提出することができます。これを請願・陳情といいます。

◎請願・陳情をすることができるもの

- ・町の行政に関するもの
- ・国や県の施策などを要望するものなど

◎請願書の書き方

請願書に①提出年月日 ②請願者の住所、氏名、押印 ③紹介議員1人以上の署名、押印 ④請願の件名、要旨、理由を記載し、議長あてに提出してください。

◎陳情書の書き方

陳情書の様式は、請願と同じですが紹介議員の署名、押印は必要ありません。

請 願 書

議長あて	
請願人	印
紹介議員	印
件名	
趣旨	

》議会の傍聴

町民の代表からなる議会で、どのように審議が進められているかを知ることが、町民の皆さんにとってとても大切なことです。本会議は、受付で住所、氏名を記入していただだけで、どなたでも傍聴できます。

また、一般質問は上田ケーブルビジョンで生中継と録画放送をご覧いただけます。町ホームページなどで、本会議の会議録も公開しています。

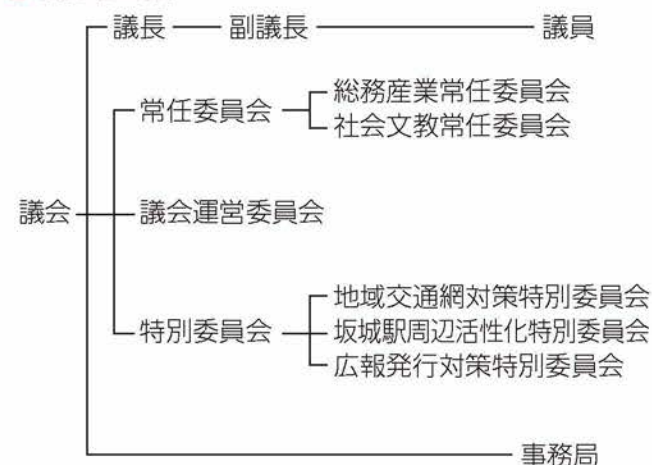
》議会だより

町民の皆さんに議会の活動内容を知っていただくために、年4回、定例会ごとに発行し、全戸に配布しています。

》議会報告会

町議会議員が地域に出向いて、町民の皆さんと直接お話をしながら、議会の活動状況を報告・説明し、町政に関する情報提供を行うとともに、議会に対する意見や町政に対する提言などをお聞きする機会として開催しています。

》議会組織



問 議会事務局 ☎82-3111(内線411)
直通75-6213



生活ガイドINDEX

58 坂城町商工会

59 医療機関リスト

60 坂城町 医療機関MAP

62 リフォームの基礎知識

※生活ガイドでは、暮らしに役立つ情報を掲載しています。

※地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載
いただきました施設の情報のみ表示しています。

広 告



墓石・墓地・石材のエキスパート・・・

マルヨ石材(株)

TEL 0268-75-8042
☎ 0120-1483-04
携帯 090-3093-9094 FAX 75-8062
E-mail: go77682@zf7.so-net.ne.jp
坂城町中之条1455-1

信毎 朝日 毎日 日経
日刊工業 小学生新聞
ニッカンスポーツ スポニチ

信濃毎日新聞 FC メディアサービス

坂城新聞販売所

坂城町坂城立町 6384
電話 82-2062
FAX 82-8318

安心と真心のサービス



坂城町大字坂城10088-3
TEL・82-2818
FAX82-2819



生活
ガイ
ド



商工会は全国の市町村に組織され、地域に密着した総合経済団体です

商工会は、「商工会法」に基づいて設立され、地域事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりの活動、国・県の小規模企業支援施策（経営改善普及事業）をはじめ、さまざまな事業を実施しています。

創業支援とは

これから創業予定の方、創業して間もない方へ

創業計画書の作成、労働保険など官公庁への提出書類支援、金融あっせんなど総合的に支援します。

経営支援とは

経営指導員等による窓口、巡回相談を実施しています。また、より高度な案件については、他市町村の経営指導員と連携した支援チームと専門家により、複数で支援にあたります。

支援項目	支援内容詳細
経営革新	◆ 中小企業等経営強化法（経営革新）の活用 ◆ 専門家派遣相談による事業再構築、新業種、新規販路開拓、新商品開発他
経営一般	◆ 経営計画・診断・管理、生産・販売管理、営業許認可、資格 ◆ 特許・実用新案、後継者対策、法人化、経理全般に関する相談
情報化	◆ インターネット経理システム「ネットde記帳」の普及・推進 ◆ 電子申告（e-Tax）の導入支援
金融	◆ 小規模事業者経営改善資金（通称：マル経）、県・町制度資金あっせん ◆ 「定例相談日」毎月第2水曜日 融資専用相談窓口の開設（詳しくはお問い合わせください）
税務	◆ 青色申告者の記帳及び納税申告指導、税務研修会・記帳研修会の開催 ◆ 所得税、源泉税、消費税他各種税制の相談指導
労働	◆ 労働・社会・雇用保険制度の周知、加入勧奨 ◆ 労働保険等の事務代行、労働関係助成金制度 ◆ 従業員の福利厚生・共済制度（特定退職金共済、中小企業退職金共済）の普及
取引	◆ 取引あっせん、照会、原産地証明の中継他
環境対策	◆ 容器包装リサイクル法業務委託
その他 共済	◆ 青年部、女性部、各部会に関する指導 ◆ 各種組合、グループとの連携、研修会等の開催 ◆ ステキさかき共済、商工貯蓄共済、会員福祉共済、小規模企業共済、経営セーフティ共済他の取扱い

地域振興事業

行政と連携した産業振興をはかり、楽しく住みよいまちづくりを進めています。商業部会、工業部会、建設部会などがあります。

他事務受託、運営支援

坂城町青色申告会、（一社）上田法人会坂城支部、（株）まちづくり坂城



医療機関リスト

坂城町内の医療機関

○内科

医療機関名	診療科目	住 所	電話番号
いらかわ医院	内科・小児科	坂城10096-6	82-2143
村上堂大井クリニック	内科・外科・消化器内科・肛門外科	網掛1545-1	81-3131
さかき生協診療所	内科・小児科・循環器科	中之条1032-1	82-0101
武市医院	内科・外科・循環器科・消化器科・皮膚科	中之条2525	82-2606
松尾医院	内科	坂城6322-1	82-2013
東信よしだ内科	リウマチ内科・整形外科・内科	上五明643-2	81-1330

○歯科

医療機関名	住 所	電話番号
あかいけ歯科クリニック	南条7063-1	81-3377
小宮山歯科医院	坂城6385	82-2029
近藤歯科医院	中之条1104	82-5121
松尾歯科医院	坂城6765	82-6988
宮原歯科医院	網掛3168-1	82-8711

坂城町内の薬局

薬 局 名	住 所	電話番号
日野屋薬局	坂城6436	82-2324
村上日野屋薬局	上五明687-1	81-2020
荒井薬局	中之条897-1	82-2244
南条薬局	南条7162-1	82-7289

町外の主な病院

医療機関名	住 所	電話番号
千曲中央病院	千曲市杭瀬下58	026-273-1212
長野寿光会上山田病院	千曲市上山田温泉3-34-3	026-275-1581
信州上田医療センター	上田市緑が丘1-27-21	0268-22-1890
篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会666-1	026-292-2261
長野松代総合病院	長野市松代町松代183	026-278-2031
長野赤十字病院	長野市若里5-22-1	026-226-4131
佐久総合病院	佐久市臼田197	0267-82-3131
佐久医療センター	佐久市中込3400-28	0267-62-8181

千曲市・上田市の小児科

医療機関名	住 所	電話番号
みやばやし小児科アレルギー科	千曲市上徳間787-1	026-261-5221
中島産婦人科小児科	千曲市上山田温泉1-1-2	026-275-0111
稲荷山医療福祉センター	千曲市野高場1835-9	026-272-1435
ささき小児科医院	上田市常磐城5-1-19	0268-27-7700
杉山クリニック	上田市中央北1-2-5	0268-26-8200
堀こどもクリニック	上田市中之条800-5	0268-23-5566
宮坂内科小児科医院	上田市常田2-5-3	0268-22-0759
吉田こども医院	上田市常入1-7-97	0268-24-1222

上田市内科・小児科初期救急センター

夜間に、突然具合が悪くなった時、
応急的な内科的診療を行います。

まず、電話により受付をしてから
お出かけください。

住 所	上田市緑が丘1-27-21 (信州上田医療センター敷地内)
電話番号	15歳までの方:小児科 0268-21-2233 16歳以上の方:内科 0268-21-2280
電話相談	19時～23時 医師、看護師が電話による相談を行います。
診療時間	20時～23時 ※事前に電話相談のうえ、22時30分までに受付をしてください。
診療日	毎日(8月14日～16日、12月30日～1月3日を除く)



坂城町 医療機関MAP

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

いらかわ医院
ROKAWA CLINIC
院長 色川 正彦

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前8:30～12:30	●	●	●	●	●	●
午後3:00～6:00	●	●	●	—	●	—

休診日：日曜・祝日、木曜・土曜午後
坂城町大字坂城10096-6
TEL 0268-82-2143

医療法人 **武市医院**

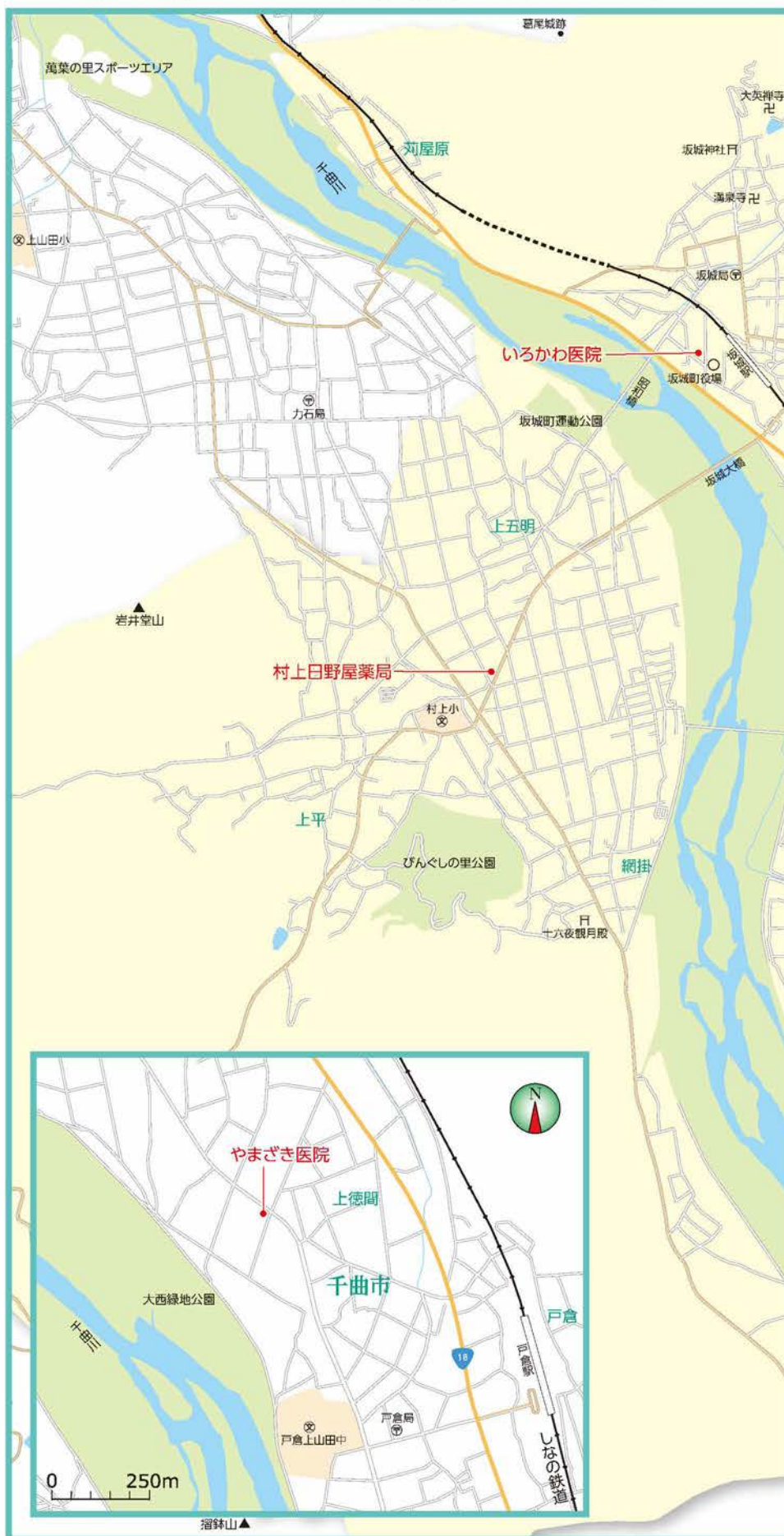
診療時間 午前9:00～12:30
午後4:00～6:00
休 診 日 日曜・祝日、土曜午後

坂城町中之条2525
TEL 0268-82-2606



いつもと 違う頭痛

今までに経験したことのないような激しい頭痛で嘔気、嘔吐を伴う場合は、くも膜下出血の可能性があります。即刻、専門の医療機関での受診が必要です。また、高熱や麻痺を伴ったり、ろれつ困難となった場合も、直ちに医療機関に相談してください。一瞬のためらいが手遅れをもたらす可能性があります。



内科・呼吸器内科
やまざき医院
Yamazaki Clinic
☎ 026-276-2700
<http://yamazakiclinic.jp>
千曲市上徳間346 (中学校の北500m)

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前9:00～12:00	●	●	●	●	●	●
午後3:00～6:00	●	●	●	●	●	●

かかりつけ医・薬局をもちましょう

ここは有料広告掲載ページです



処方せん調剤

有限会社 日野屋薬局

〒389-0601

長野県埴科郡坂城町大字坂城6436番地

TEL.0268-82-2324

FAX.0268-81-1212

処方せん調剤・医薬品

荒井薬局

坂城町大字中之条897-1

☎0268-82-2244

FAX0268-81-1222

処方せん調剤

村上日野屋薬局

坂城町大字上五明 687-1

〔営業〕 (A コープびんぐし店隣横)

月～金 午前 9:00 ～午後 7:00

土 午前 9:00 ～午後 1:00

〔定休日〕 日・祝日・土曜午後

TEL 0268-81-2020

FAX 0268-81-2021



処方せん調剤 居宅介護支援事業

(申請の代行・ケアプランの作成いたします)

南条薬局

南条7162-1

☎82-7289・FAX82-7330

介護専用 ☎82-7533



生活ガイド



リフォームの基礎知識



① リフォームの進め方とポイント

STEP.1 具体的な計画をたてる

point 時期、期間は？ 予算は？

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。
この時点での情報収集も大切なポイントです。

STEP.2 事業者を決める～契約する

point

施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？

実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？

候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。

見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

STEP.3 着工

point

工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？

工程表に基づいて進んでいるか？

変更・追加などが発生していないか？

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

STEP.4 着工後

point

事業者立ち会いの下、確認をし説明を受けたか？

今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

② リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。



Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうか、必ず確認しましょう。

「部屋を広く見せる」ためにできること

広い部屋で生活したい！
でも、大きな家を作るのはお金もかかりますし、日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい・・・

でもきっと大丈夫！
部屋を「広く見せる」ためにできる工夫、実践してより良い住まいづくりをしましょう！！



■進出色と後退色

色には、実際の位置より近くにあるように見える「進出色」、実際の位置よりも遠くにあるように見える「後退色」があります。

部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。



■背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。



冷暖房設備設計・施工
冷暖房・換気ダクト設備設計・施工

有限会社 信弘ダクト

坂城町上五明 1298-1
TEL 0268-82-4639
FAX 0268-82-4641



株式会社サイネックスによる編集記事ページです

ここは有料広告掲載ページです

丁寧な仕事で安心をお約束！

BEFORE



屋根・壁の塗り替え
・板金から草刈り・
片付け何でも OK
です。

AFTER



リフォーム全般何でも
ご相談下さい。

ゑびす屋商会 代表 池内重喜
坂城町上五明 277-1
TEL・FAX 0268-71-7646

木の家が、好き。
やっぱり



小山建築

Koyama Kenchiku

TEL 0268-82-3070

断熱防水シート工事

住宅塗装・リフォーム工事

サナールーフ
長野県代理店

池田防水加興株式会社

本社 坂城町坂城 6810

TEL 0268-82-5604

FAX 0268-82-8688

<http://www.ikedabousui.co.jp>

キッチン・ユニットバスなど
水まわりのリフォームは
私たちにお任せください
《下水道工事・土木工事他》

総合建設業

有限会社

山辺建工

代表取締役
社長 山辺日出男

坂城町大字上平1395-5

電話 82-7605 FAX 82-1822

建築板金工事一式
屋根リフォーム・雨樋工事
外壁金属サイディング貼り工事
太陽光発電設置工事
屋根のことなら何でもご相談下さい。

**SKサカキ工業
宮浦板金**

代表 宮浦 忠

坂城町大字上五明175

TEL 0268-82-3264

FAX 0268-82-7859

新規戸・古戸づくり替え
伝統の技術、建具のことなら

片山木工所

1級建具技能士 片山 和人



TEL 0268-82-3654

坂城町中之条578

足場工事は
大型現場から住宅足場まで
為工事全般



有限会社

前田仮設

坂城町大字坂城 10113-1

TEL 0268-82-2240

FAX 0268-82-1639



株式会社
kasai 笠井建設

人に喜ばれる

「心のある建造物」を創造する

坂城町大字坂城6048-3

TEL 0268-82-3293

FAX 0268-82-3418

E-mail: kasai@kasai-const.com

URL <http://kasai-const.com>

上下水道工事◇水廻りリフォーム
より快適・便利な生活をご提案！

管工事、建設業、水道衛生工事・保守、
水道衛生設備工事、水道衛生設備保守、
風呂釜・浴槽、浴槽販売、リフォーム



MIZUKI

株式会社 ミズキコーポレーション
Systemplanning & Construction

坂城町四ッ屋 9578-2

TEL 0268-82-0321 FAX 0268-82-0320

E-mail: mizuki-m@sky.plala.or.jp



生活
ガイド



坂城町 暮らしの便利帳が 電子書籍に!!

わが街 事典[®]

パソコンやあなたのお手持ちの携帯端末でご覧になれます!

iPadアプリ版

iPhoneアプリ版

Androidアプリ版



無料

閲覧に伴う通信料は
ご負担ください



「わが街事典」 電子書籍の特徴

お手持ちの携帯端末にダウンロードすることで、簡単に持ち運びでき、お好きなシーンで活用できます。使いやすいインターフェイスと電子書籍ならではの拡大・縮小機能で、どこでもどなたでもご利用いただけます。

いつでも
持ち歩ける
利便性



ダウンロード方法や対応端末など詳しくはこちら ➡
<http://www.scinex.co.jp/wagamachi/ebook/index.html>

わが街事典 電子書籍アプリ

検索



編集後記

「坂城町 暮らしの便利帳」は、坂城町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として坂城町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「坂城町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、坂城町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「坂城町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和元年10月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

坂城町 暮らしの便利帳

令和元年11月発行

発行

坂城町

〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050

TEL.0268-82-3111(代)

株式会社サイネックス

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3

TEL.03-5275-5022

広告販売

株式会社サイネックス 長野支店

〒380-0823 長野県長野市南千歳2-12-1 長野セントラルビル9階

TEL.026-267-7133

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

SAKAKI TOWN
LIFE GUIDE BOOK

